

債權管理法令關係法集

大藏省印刷局編

328.343
06352s



328.343
06352x
(343.2)



K 11749

目次

国の債権の管理等に関する法律

第一章 総則(第一条—第四条)……………一

第二章 債権の管理の機関(第五条—第九条)……………三

第三章 債権の管理の準則(第十条—第二十三条)……………五

第四章 債権の内容の変更、免除等(第二十四条—第三十三条)……………二

第五章 債権に関する契約等の内容(第三十四条—第三十七条)……………一七

第六章 雑則(第三十八条—第四十一条)……………二〇

国の債権の管理等に関する法律の施行期日を定める政令

国の債権の管理等に関する法律施行令

第一章 総則(第一条—第四条)……………二五

第二章 債権の管理の機関(第五条—第七条)……………二七

第三章 債権の管理の準則(第八条—第二十三条)……………二九

第四章 債権の内容の変更、免除等(第二十四条—第三十四条)……………三九

第五章 債権の管理に関する契約等の内容(第三十五条—第三十七条)……………四三

第六章 雑則(第三十八条—第四十一条)……………四四

債権管理事務取扱規則

第一章 総則 (第一条—第三条) 四八

第二章 債権の管理の機関 (第四条—第七条) 四九

第三章 債権の管理の準則 (第八条—第三十三条) 五一

第四章 債権の内容の変更、免除等 (第三十四条—第三十九条) 六五

第五章 雑則 (第四十条—第四十三条) 六八

国の債権の管理等に関する法律及びこれに基づく命令の実施について

目次

国の債権の管理等に関する法律

(昭和三十一年五月二十二日法律第百十四号)

目次

第一章 総則 (第一条—第四条) 一

第二章 債権の管理の機関 (第五条—第九条) 一

第三章 債権の管理の準則 (第十条—第二十三条) 一

第四章 債権の内容の変更、免除等 (第二十四条—第三十三条) 一

第五章 債権に関する契約等の内容 (第三十四条—第三十七条) 一

第六章 雑則 (第三十八条—第四十一条) 一

附則 一

第一章 総則 一

(趣旨)

第一条 この法律は、国の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な機関及び手続を整えるとともに、国の債権の内容の変更、免除等に関する一般の基準を設け、あわせて国の債権の発生の原因となる契約に関し、その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保

全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

一 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）により法務大臣の権限に属する事項に関する事務

二 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四条の二に規定する歳入徴収官が行うべき事務

三 法令の規定により滞納処分を執行する者が行うべき事務

四 弁済の受領に関する事務

五 金銭又は物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務

3 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（適用除外）

第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。

一 罰金、科料、刑事追徴金、過料及び刑事訴訟費用並びにこれらに類する徴収金で政令で定めるものに係る債権

二 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）

三 日本銀行に対する国の預金に係る債権その他会計法第三十八条から第四十条の二まで又は第四十八条の規定に基づき金銭の出納保管の事務を行う者（以下「現金出納職員」という。）がその保管に係る金銭を預託した場合の預託金に係る債権

四 保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権

五 寄附金に係る債権

六 国税収納金整理資金に属する債権

七 法律の規定により国が保有する資金（積立金を含む。）の運用により生ずる債権

2 外国を債務者とする債権その他政令で定める債権については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（他の法令との関係）

第四条 債権の管理に関する事務の処理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定がある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 債権の管理の機関

（管理事務の委任）

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務（他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が行うべきこととされているものを除く。）を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は各省各庁所属の職員に、前二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員に事故がある場合（当該職員が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理させることができる。

4 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁の所属の職員に、第一項又は第二項の規定により委任を受けた職員の事務の一部を分掌させることができる。

5 前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に、当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

(債権管理官)

第六条 各省各庁の長又は前条第一項若しくは第二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員及び各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行うべきこととされているものを債権管理官という。

2 前条第三項の規定により債権管理官の事務を代理する職員は、代理債権管理官といい、同条第四項の規定により債権管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任債権管理官という。

(都道府県知事等に対する管理事務の委任)

第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、第五条第一項の債権の管理に関する事務を都道府県知事又は都道府県の吏員に行わせることができる。

2 前項の規定により債権の管理に関する事務を行う都道府県知事又は都道府県の吏員については、この法律その他の債権の管理に関する法令の当該事務の処理に関する規定を準用する。

(管理事務の引継)

第八条 各省各庁の長は、第五条の規定により債権の管理に関する事務を委任し、又は分掌させた場合において、債務者の住所の変更、当該各省各庁の内部における所掌事務の異動その他の事情により、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該債権に係る債権管理官又は分任

債権管理官の事務を同条の規定により他の職員に委任し、又は分掌させて、その職員に当該事務を引き継がせるものとする。

2 各省各庁の長は、当該各省各庁の所掌事務が他の各省各庁の所掌事務となつたときは、当該所掌事務に係る債権の管理に関する事務を、政令で定めるところにより、当該他の各省各庁の長に引き継がなければならない。

(管理事務の総括)

第九条 大蔵大臣は、債権の管理の適正を期するため、債権の管理に関する制度を整え、債権の管理に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

2 大蔵大臣は、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の内容及び当該債権の管理に関する事務の状況に関する報告を求め、又は当該事務について、当該職員をして実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、必要な措置を求めることができる。

第三章 債権の管理の準則

(管理の基準)

第十条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

(帳簿への記載)

第十一条 債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ)は、その所掌に属すべき債権が発生し、若しくは国に帰属したとき(政令で定める債権については、政令で定めるとき)、又は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、

債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを次項に定める帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

2 債権管理官は、帳簿を備え、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を記載しなければならない。

(発生等に関する通知)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る債権管理官(第七条の規定に基き債権の管理に関する事務を行う者を含む。以下次条第二項、第二十二條及び第二十三條において同じ。)に通知しなければならない。

一 法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき(債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属したとき)。

二 法令の規定に基き国のために支出負担行為(財政法第三十四條の二第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。)をする者 当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。

三 法令の規定に基き国のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属したことを知つたとき(前二号に該当する場合を除く)。

四 現金出納職員、物品管理法第八條若しくは第十一條の規定に基き物品の管理に関する事務を行う者(同法第十條若しくは第十一條の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者)又は国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九條第一項若しくは第三項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者 その取扱に係る財産に関して債権が発生したことを知

つたとき(前各号に該当する場合を除く)。

(納入の告知)

第十三条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、履行を請求するため、政令で定めるところにより、會計法第四條の二に規定する歳入徴収官(同條に規定する分任歳入徴収官を含むものとし、以下「歳入徴収官」という。)に対し、納入の告知をすべきことを請求しなければならない。ただし、歳入金に係る債権以外の債権については、みづから債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2 歳入徴収官(會計法第四十八條の規定に基きその事務を行う者を含む。以下第二十三條において同じ。)は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、納入の告知をするともに、その旨を当該債権管理官に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、申告納付に係る債権その他の政令で定める債権については、適用しない。

(督促)

第十四条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前條に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されていない場合には、歳入徴収官に対し、履行の督促をすべきことを請求しなければならない。

2 前條第一項ただし書及び同條第二項の規定は、前項の督促について準用する。

(強制履行の請求等)

第十五条 債権管理官は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞延処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く)で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が前條の規定による督促があつた後、相当の期限を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一條第一項の措置をとる場合又は第二十四條第一項

の規定により履行期限を延長する場合（他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 担保の附されている債権（保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

（履行期限の繰上）

第十六条 債権管理官は、その所掌に属する債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、第十三条の措置をとらなければならない。ただし、第二十四条第一項各号の一に該当する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

（債権の申出）

第十七条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

一 債務者が強制執行を受けたこと。

二 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

三 債務者の財産について競売の開始があつたこと。

四 債務者が破産の宣告を受けたこと。

五 債務者である法人が解散したこと。

六 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

七 前三号に定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

（その他の保全措置）

第十八条 債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

二 債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

三 債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により国が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとらなければならない。

四 債権管理官は、その所掌に属する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

五 債権管理官は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

（担保の保全）

第十九条 債権管理官は、その所掌に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(担保及び証拠物件等の保存)

第二十条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、国が債権者として占有すべき金銭以外の担保物(債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ)及びもつばら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

2 前項の場合において、有価証券の取扱は、会計法及びこれに基く命令の定めるところによる。

3 第一項の場合において、担保物が物品管理法第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産であるときは、同法第九条又は第十一条の規定に基き物品の保管に関する事務を行う者がこれを保管するものとし、同法第二十三条の出納命令は、債権管理官が行うものとする。

(徴収停止)

第二十一条 債権管理官は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務(前条に規定するものを除く。)をすることを要しないものとして整理することができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合(当該法人の債務

につき弁償の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。)

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合

三 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

2 債権管理官は、前項の措置をとつた後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となつたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

(相殺等)

第二十二条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、法令の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる国の債務があることを知つたときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員(会計法第二十四条に規定する支出官その他の法令の規定により国の支払事務を行う者をいう。以下同じ)に対し、相殺又は充当をすべきことを請求しなければならない。

2 支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があつたときその他法令の規定により当該債務と相殺し、又はこれを充当することができる国の債権があることを知つたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をするとともに、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

3 債権管理官は、前項の通知を受けた場合を除き、その所掌に属する債権と国の債務との間に相殺が行われたことを知つたときは、直ちに、その旨を当該債務に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。

(消滅に関する通知)

第二十三条 歳入徴収官、法令の規定に基き国のために弁済の受領をする者及び第十二条第一号に掲

げる者は、政令で定めるところにより、その職務上債権が消滅したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

第四章 債権の内容の変更、免除等

(履行延期の特約等を行うことができる場合)

第二十四条 債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の場合によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。
- 五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 六 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理官は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3 債権管理官は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつていものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつてい金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

(履行期限を延長する期間)

第二十五条 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期間後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等を行うことを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第二十六条 債権管理官は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 債権管理官は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

（履行延期の特約等に附する条件）

第二十七条 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債権者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

（履行延期の特約等に代る和解）

第二十八条 債権管理官は、前四条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第三百五十六条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

（市場金利の低下による利率の引下）

第二十九条 債権管理官は、その所掌に属する貸付金に係る債権その他の契約に基く債権に係る利息（延滞金を含む。）で、その利率、（延滞金の計算の基準となつてゐる割合を含む。以下この条において同じ。）が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことにより、その利率を維持することが不適当となつたときは、これを是正するため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。

（更生計画案等についての同意）

第三十条 法務大臣は、国の債権について、破産法（大正十一年法律第七十一号）若しくは和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定により債権者集会において申立のあつた強制和議若しくは和議の条件又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定により関係人集会の決議に附された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最少限度にするように定められてゐると認められる場合限り、これに同意することができる。

（和解等）

第三十一条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合においては、その争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとつて当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、

又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停(以下「調停」という。)に依ずることが出来る。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

(免除)

第三十二条 債権管理官は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等(和解又は調停によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等を含む。以下この条において同じ。)をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日)から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができるとなる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 前項の規定は、第二十四条第一項第六号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除をすることを条件としなければならない。

3 債権管理官は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息(第二十六条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。)を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

(延滞金に関する特則)

第三十三条 国の債権(利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ。)に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時までには附される延滞金の額(その時までには徴収した金額を含む。以下この条において同じ。)が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3 国立学校の授業に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時までには附される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

第五章 債権に関する契約等の内容

(債権に関する契約等の内容)

第三十四条 法令の規定に基き国のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき者(以下「契約等担当職員」という。)は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

- 一 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。
 - 二 分割して弁済させることとなつてゐる債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
 - 三 担保の附されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたときは、債務者は、国の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
 - 四 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
 - 五 債務者が前号に掲げる事項についての定に従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
- 第三十六条 前条の場合において、当該債権が国の貸付金、(使途の特定しないものを除く。)に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。
- 一 債務者は、当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の使途に使用する場合には、各省各庁の長(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けなければならないこと。
 - 二 債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業(以下「貸付事業等」という。)に要する

経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの(以下単に「貸付事業等の内容」という。)の変更をする場合には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

- 三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
- 四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となつた場合には、すみやかに各省各庁の長に報告して、その指示に従わなければならないこと。
- 五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合(債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。)には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
- 六 債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならないこと。
- 七 債務者は、貸付事業等が完了した場合(貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。)には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。
- 八 債務者は、各省各庁の長により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。
- 九 第四号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が前各号に掲げる事項についての定に従わないとき。

ロ 債務者が当該貸付の契約で定める期間内に貸付金を貸付の目的に従つて使用しないとき。

ハ その他債務者が当該貸付の契約の定に従つて誠実に貸付事業等を遂行しないとき。

十 債務者は、第四号若しくは第八号に規定する指示により、又は前号の規定により履行期限を繰り上げられたときは、政令で定める金額の範囲内で、一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

十一 債務者は、国の貸付金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該貸付金の貸付の用途に従つて第三者に貸付金(使途の特定しないものを除く。)の貸付を行う場合には、当該貸付の契約において、第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる定をしなければならないこと。

第三十七条 前二条の規定は、契約等担当職員が、これらの規定に定めるもののほか、必要な定をすることを妨げるものではない。

第六章 雑則

(大蔵大臣への協議等)

第三十八条 第五条の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた債権管理官は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。ただし、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めた基準により当該各号に規定する行為をする場合は、この限りでない。

- 一 第二十一条第一項の措置をとる場合
- 二 履行延期の特約等をする場合
- 三 第二十九条の規定により利率を引き下げる特約をする場合

四 第三十二条の規定により免除をする場合

2 各省各庁の長は、前項各号に規定する行為をし、又は同項の承認をするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

3 法務大臣は、第三十条の同意をするとき、第三十一条の規定により和解をし、若しくは調停に応募するとき、又は和解若しくは調停によつて第一項第二号から第四号までに規定する行為に準ずる行為をするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を求めなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

(債権現在額報告書)

第三十九条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額(政令で定める債権については、翌年度の四月三十日までに消滅した額を除く。)の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

(国会への報告等)

第四十条 大蔵大臣は、前条の報告書に基き、債権現在額総計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の債権現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

3 内閣は、第一項の債権現在額総計算書に基き、毎年度末における国の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

- 1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 2 第三十九条及び第四十条の規定は、昭和三十二年度末以後における債権の現在額に關して適用する。
- 3 次に掲げる法律は、廃止する。
 - 一 政府貸付金処理に關する法律(昭和十年法律第二十五号)
 - 二 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に關する法律(昭和二十六年法律第九十七号)
 - 三 旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に關する法律の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権については、同法第六条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
 - 四 前項に規定する債権については、旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に關する法律の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とした日をこの法律の規定により履行延期の特約等をした日とみなして、第三十二条第一項の規定を適用する。
 - 五 第四項に規定する債権その他この法律の施行の際現に各省各庁において管理している債権は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権とみなして、この法律を適用する。
 - 六 第十一条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する国の債権で、この法律の施行前に発生し、又は国に帰属したものについて準用する。
 - 七 第三十三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に弁済金額の合計額がこれらの規定に定める債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合にも、適用があるものとする。この場合において、同条第二項中「当該延滞金の額に相当する金額」とあるのは、「延滞金の額の全部に相当する金額」とする。
- 4 前項の規定は、既に弁済された金額に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 5 この法律の施行前に発生し、又は国に帰属した債権については、政令でこの法律の特例を設けることができる。
- 6 會計法の一部を次のように改正する。
- 7 第三十三条中「各省各庁の長は、」の下に「債権の担保として徴するもののほか、」を加える。
- 8 国の援助等を必要とする帰国者に關する領事官の職務等に關する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。
- 9 第二条第四項中「第一項」を「第二項」に改める。
- 10 第七条を削り、第八条を第七条とする。
- 11 第四項及び第五項の規定は、改正前の国の援助等を必要とする帰国者に關する領事官の職務等に關する法律第七条の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権について準用する。
- 12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
- 13 第四条第十七号の二の次に次の一号を加える。
- 14 十七の三 国の債権の管理に關する事務を総括すること。
- 15 第八条中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。
- 16 十七 国の債権の管理に關する事務を総括すること。

国の債権の管理等に関する法律の施行期日を定める政令

(昭和三十一年十一月十日
政令第三百三十六号)

内閣は、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)附則第一項の規定に基き、この政令を制定する。

国の債権の管理等に関する法律の施行期日は、昭和三十一年一月十日とする。

国の債権の管理等に関する法律施行令

(昭和三十一年十一月十日
政令第三百三十七号)

内閣は、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第三条、第五条第一項から第四項まで、第七条第一項、第八条、第十一条、第十三条第一項及び第三項、第二十一条第一項、第二十二條第二項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項、第二十六條、第三十三條第三項、第三十五条、第三十六條、第三十九條、第四十一条並びに附則第十項の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 債権の管理の機関(第五条—第七条)
- 第三章 債権の管理の準則(第八条—第二十三条)
- 第四章 債権の内容の変更、免除等(第二十四条—第三十四条)
- 第五章 債権の管理に関する契約等の内容(第三十五条—第三十七条)

第六章 雑則(第三十八條—第四十一条)

附 則

第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において「国の債権」若しくは「債権」、「債権の管理に関する事務」、「各省各庁」、「各省各庁の長」、「現金出納職員」、「債権管理官」、「分任債権管理官」、「歳入徴収官」、「支払事務担当職員」、「履行延期の特約等」、「延滞金」、「延納利息」又は「契約等担当職員」とは、国の債権の管理等に関する法律(以下「法」という。)第二条、第三条第一項第三号、第六条、第十三条第一項、第十二条第一項、第二十四条第二項、第三十二条第三項又は第三十四条に規定する国の債権若しくは債権、債権の管理に関する事務、各省各庁、各省各庁の長、現金出納職員、債権管理官、分任債権管理官、歳入徴収官、支払事務担当職員、履行延期の特約等、延滞金、延納利息又は契約等担当職員をいう。

(報告に関する規定に限り適用がある債権)

第二条 法第三条第一項ただし書に規定する政令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- 一 法第三条第一項第六号に掲げる債権
- 二 法第三条第一項第七号に掲げる債権(同項第二号に掲げる債権及び外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第五条第二項の規定により預入した外国為替等又は現金に係る債権を除く。)

(罰金等に類する適用除外の徴収金)

第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。

施行令(第一章)

- 一 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三百八十四条ノ二の裁判により納付を命じた金銭
- 二 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)第四十条において準用する場合を含む。)、又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三百二十八条第一項(噸税法(明治三十二年法律第八十八号)第六条において準用する場合を含む。))の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金
- 三 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第三百四十八条の仮納付の裁判により納付を命じた罰金、科料若しくは追徴に相当する金額又は交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第一百三十三号)第十五条の仮納付の裁判により納付を命じた罰金若しくは科料に相当する金額に係る徴収金
- 四 刑事訴訟法第九十六条第二項若しくは第三項又は出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第五十五条第三項の規定による没取金
- 五 刑事訴訟法第三百三十三条若しくは第三百三十七条(同法第二百二十二条において準用する場合を含む。)、第五百五十条若しくは第六十条(これらの規定を同法第七十一条(同法第七十八条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は第二百六十九条の規定により命じた費用の賠償に係る徴収金
- 六 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三十一条第一項の規定により徴収する費用に係る徴収金

(法の一部適用除外の範囲)

第四条 法第三条第二項に規定する政令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- 一 本邦に住所又は居所を有しない者(その者に対する債権につき強制執行(国税徴収又は国税滞納

処分の例による場合の滞納処分を含む。以下同じ。)をすることができ本邦内にある財産の価額

が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利(以下

第十八条及び第二十条において「優先債権等」という。)の金額の合計額をこえたと見込まれる者を

除く。)を債務者とする債権

- 二 外国の大使、公使その他の外交官又はこれらに準ずる者で大蔵大臣の指定するものを債務者とする債権

- 2 外国を債務者とする債権については、法第十五条、法第十八条(第五項を除く。)、法第三十五条及び法第三十六条の規定並びに当該債権のうち大蔵大臣の指定するものにあつては法第十三条及び法第十四条の規定を、前項各号に掲げる債権については、法第十五条及び法第十八条(第一項及び第五項を除く。)の規定をそれぞれ適用しなす。

第二章 債権の管理の機関

(管理事務の委任)

第五条 各省各庁の長は、法第五条第一項又は第二項の規定により当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を委任する場合には、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局長、同法第八条の機関の長若しくは同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員に委任するものとする。ただし、各省各庁の長が必要があると認めるときは、これらの職員以外の職員に委任することができる。

2 各省各庁の長は、法第五条第一項から第四項までの規定により当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に債権の管理に関する事務を委任し、代理させ、又は分掌させる場合には、当該職員及びその官職並びに委任しようとする事務の範囲について、あらかじめ、大蔵大臣に協議し

なければならぬ。

3 各省各庁の長は、法第五条第二項から第四項までの規定により他の各省各庁所属の職員に債権の管理に関する事務を委任し、代理させ、又は分掌させる場合には、当該職員及びその官職並びに委任しようとする事務の範囲について、あらかじめ、当該他の各省各庁の長の同意を得なければならぬ。

4 法第五条第一項から第四項までの規定による委任、代理又は分掌が同条第五項の規定に基いて官職を指定することにより行われる場合においては、前二項の規定による協議又は同意は、その指定しようとする官職及び委任しようとする事務の範囲についてあれば足りる。

(都道府県知事等に対する管理事務の委任)

第六条 各省各庁の長は、法第七条第一項の規定により債権の管理に関する事務を都道府県知事又は都道府県の吏員に行わせる場合には、当該都道府県知事又は都道府県の吏員及び行わせる事務の範囲について、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 各省各庁の長は、法第七条第一項の規定により債権の管理に関する事務を都道府県の吏員に行わせる場合には、当該吏員及び行わせる事務の範囲について、あらかじめ、その所属の都道府県知事の同意を得なければならぬ。

3 各省各庁の長は、法第七条第一項の場合において、都道府県に置かれた職を指定することにより、その職にある者に同項の事務を行わせることができる。

4 前項の場合においては、第一項の協議又は第二項の同意は、その指定しようとする職及び行わせる事務の範囲についてあれば足りる。

(管理事務の引継)

第七条 各省各庁の長は、法第八条第一項の規定により債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ)の事務を他の職員に引き継がせる場合には、当該他の職員が当該事務の管理を開始すべき期日を定めて委任し、又は分掌させるとともに、引継をする債権管理官をして、その期日までに、当該事務に係る第九条第一項に規定する債権管理簿又はその引き継ぐべき事項に係る部分の写、これらの関係書類並びに法第二十条第一項に規定する担保物及び物件の当該他の職員に対する引渡を完了させるものとする。

2 各省各庁の長は、法第八条第二項の規定により債権の管理に関する事務を他の各省各庁の長に引き継ぐ場合には、遅滞なく、当該債権に係る債権管理官をして当該他の各省各庁に属する債権管理官で当該事務を行うべきものに対し、前項の引渡を完了させなければならない。

第三章 債権の管理の準則

(帳簿への記載を行うべき時期の特例)

第八条 法第十一条第一項に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に規定する政令で定めるときは、当該債権について当該各号に掲げるときとする。

一 利息、国の財産の貸付料若しくは使用料又は国が設置する教育施設の授業料に係る債権 その発生の原因となる契約その他の行為をした日の属する年度に利払期又は履行期限が到来する債権にあつては、その行為をしたとき、当該年度の翌年度以後の各年度に利払期又は履行期限が到来する債権にあつては、当該各年度の開始したとき(当該各年度の四月中に利払期又は履行期限が到来する債権で会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第六条又は法第十三条第一項ただし書の規定による納入の告知をしなければならないものについては、前年度の三月中において大蔵省令で定めるとき)。

二 一定期間内に多数発生することが予想される同一債務者に対する同一種類の債権で、法令又は契約の定めるところによりこれを取りまとめ当該期間経過後に履行させることとなつてゐるもの
 の 当該期間の満了の日の翌日からその履行期限までの間において各省各庁の長が定めるとき。
 三 法令の定めるところにより国の行政機関以外の者によつてのみその内容が確定される債権、その者が当該債権の内容を確定したとき。

四 延滞金に係る債権 当該延滞金を附することとなつてゐる債権が履行期限の定のあるものである場合には、当該履行期限が経過したとき、当該債権が損害賠償金又は不当利得による返還金に係るものである場合には、当該賠償又は返還の請求をするとき。

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十九条第一項に規定する加算金で返還すべき補助金等に関し納付すべきもの、法第三十六条第十号に掲げる事項についての契約の定をした貸付金に係る債権につきその定に従つて納付させる金額に係る債権その他法令又は契約の定めるところにより一定の期間に於て附する加算金に係る債権 当該補助金等の返還金の返還を命じ、当該貸付金に係る履行期限を繰り上げる旨の指示又は決定をし、その他法令又は契約の定めるところにより当該加算金を附することとなつたとき。

(帳簿への記載を要しない場合)

第九条 法第十一条第一項に規定する政令で定める場合は、債権管理官が、その所掌に属すべき債権でまだ同項に規定する帳簿(以下「債権管理簿」という。)に記載されていないものについて法第二十三条の規定による通知を受けた場合(第二十三条第四号の規定の適用があつた場合)においては、債権管理官が第二十二号各号に掲げる者として当該債権が消滅したことを知つた場合)において、当該債権の全部が消滅していることを確認したときとする。

2 前項の場合においては、債権管理官は、大蔵大臣の定めるところにより、当該債権について債権管理簿に記載することができなかつた理由を明らかにしておかなければならない。ただし、当該債権が次に掲げる債権に該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなつてゐる債権
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十八条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十二条、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一条第五項又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)第八十四条の規定により国が報酬又は賃金から控除する保険料に係る債権
- 三 失業保険法第三十四条の規定による申告書に基いて納付する保険料に係る債権
- 四 恩給金額分担及国庫納金収入等取扱規則(大正十二年勅令第四百三十九号)第十条第一項の規定により俸給又は給料から控除する金額に係る債権及び同規則第十一条第二項ただし書の規定により納付する金額に係る債権
- 五 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第六十二条第一項の規定による納付金に係る債権
- 六 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律

施行令(昭和二十七年政令第百十二号)第一項又は第二項の規定による納付金に係る債権

(調査、確認及び記帳を要する事項)

第十条 法第十一条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権の発生原因
- 二 債権の発生年度

施行令(第三章)

三 債権の種類

- 四 利率その他利息に関する事項
- 五 延滞金に関する事項
- 六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- 七 担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)に関する事項
- 八 解除条件
- 九 その他各省各庁の長が定める事項

2 各省各庁の長は、大蔵大臣に協議して、前項第六号に掲げる事項の調査及び確認をする必要がないと認められる債権についてはその調査及び確認を、同項各号に掲げる事項のうち記載をする必要がないと認められるものがある債権についてはその記載をそれぞれ省略させることができる。

3 第八条第四号又は第五号に規定する債権については、当該債権を附することとなつてゐる債権とあわせて債権管理簿に記載するものとし、債権金額は、その支払われるべき金額が確定した場合を除くほか、記載することを要しない。

4 第一項第二号に掲げる債権の発生年度の区分及び同項第三号に掲げる債権の種類は、大蔵省令で定める。

5 債権管理官は、法第十一条の規定により外国通貨をもつて表示される債権の内容に関する事項を債権管理簿に記載するときは、債権金額を当該外国通貨をもつて表示し、大蔵大臣が定める外国為替相場でこれを換算した本邦通貨の金額を附記するものとする。

6 債権管理官は、法第二十条第一項に規定す担保物及び債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件の保存に関する事項を債権管理簿に記載しなければならない。

7 債権管理官は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとつたとき、法第二十二條第二項若しくは法第二十三條の規定による通知を受けたとき、又はその管理に係る事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、そのつど遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

(債権の発生又は帰属の通知)

第十一条 法第十二條各号に掲げる者が同條の規定によりすべき通知は、次に掲げる事項を記載した書面に、債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類の写その他の関係物件を添えて、これを債権管理官(法第七条の規定に基き債権の管理に関する事務を行う者を含む。以下次条及び第二十三條第二号から第四号までにおいて同じ。)に送付することによりするものとする。

一 債務者の住所及び氏名又は名称

二 債権金額

三 履行期限

四 前条第一項各号に掲げる事項

2 各省各庁の長は、前項各号に掲げる事項のうち通知をする必要がないと認められるものの通知を省略させることができる。

(債権についての異動の通知)

第十二條 法第十二條第一号に掲げる者は、同号の規定により債権管理官に通知した債権について異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を債権管理官に通知しなければならない。

(納入の告知の請求等)

第十三條 債権管理官は、法第十三條第一項の規定により納入の告知の請求又は納入の告知をしよう

とするときは、当該請求に係る債権の内容が法令（歳入の徴収手続に関する法令を除く。）又は契約に違反していないかどうかを調査しなければならない。

2 債権管理官は、前項の請求をする場合には、同一債務者に対する債権金額の合計額が履行の請求に要する費用をこえない場合を除くほか、法第十二条第一項の規定により債務者及び債権金額を確定した日（履行期限の定めある債権にあつては、その確認した日と当該履行期限から起算した二十日目の日とのいずれか遅い日）後遅滞なく、しなければならない。ただし、歳入金に係る債権以外の債権については、大蔵省令で定めるところにより、みずから債務者に対して納入の告知をしなければならない。

3 予算決算及び会計令第二十九条の規定は、前項ただし書の規定による納入の告知について準用する。

（納入の告知に係る手続をしない債権）

第十四条 法第十三条第三項に規定する政令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

- 一 第九条第二項各号に掲げる債権
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十八条第一項若しくは第二項、第二十九条若しくは第三十条第一項の規定により報告し、又は同法第二十八条第三項若しくは第二十九条の二第二項の規定による通知を受けて納付する保険料に係る債権
- 三 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）第二十条の規定により加入者の口座の貯金から控除して徴収する料金又は代金に係る債権
- 四 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の二十三第二項の規定による納付金に係る債権

五 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五条の保険契約又は郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第五条第一項の年金契約に基いて払込を受ける保険料又は掛金に係る債権

六 国家公務員のための国設宿舍に関する法律（昭和二十四年法律第一百七号）第十四条第三項の規定により控除する使用料に相当する金額に係る債権

七 けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二條第一項若しくは第二項の規定により報告し、又は同法第二十一条第三項の規定による通知を受けて納付する負担金に係る債権

八 防衛庁職員給与法施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十五条第二項又は第十七条の二第二項の規定により控除する食事代又は弁償金額に相当する金額に係る債権

（保証人に対する履行の請求）

第十五条 債権管理官は、その所掌に属する債権について法第十五条第一号の規定により保証人に対し履行の請求をする場合には、大蔵省令で定めるところにより、歳入徴収官に対して当該請求をすべきことを求めなければならない。ただし、歳入金に係る債権以外の債権については、大蔵省令で定めるところにより、みずから当該請求をしなければならない。

（自力執行の手続）

第十六条 債権管理官は、その所掌に属する債権で国税徴収又は国税滞納処分等の例によつて徴収するものの全部又は一部が督促の後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、同一債務者に対する当該債権の債権金額の合計額が滞納処分に要する費用をこえない場合を除くほか、当該債権について法令の規定により滞納処分を執行することができる者に対し、滞納処分の手続をとることを求めなければならない。

(担保の種類及び提供の手續等)

第十七条 債権管理官は、法第十八条第一項の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に別段の定がないときは、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、当該担保の提供ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることもつて足りる。

一 国債及び地方債(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十条第一項の規定により港務局が発行する債券を含む。以下同じ。)

二 債権管理官が確実と認める社債その他の有価証券

三 土地並びに保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

四 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港灣運送事業財団及び道路交通事業財団

五 債権管理官が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

2 前項の担保の価値及びその提供の手續は、法令又は契約に別段の定がある場合を除くほか、大蔵省令で定めるところによる。

(徴収停止をしない債権)

第十八条 法第二十一条第一項に規定する政令で定める債権は、担保の附されている債権(当該担保の価額が担保権を履行した場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれる債権を除く。)とする。

(徴収停止の手續)

第十九条 債権管理官は、法第二十一条第一項の措置をとる場合には、第十条第七項の規定により

その措置の内容を記載するほか、その措置をとる債権に係る債務者の住所、氏名又は名称、債権金額及び種類並びにその理由を大蔵省令で定める帳簿(以下「徴収停止整理簿」という。)に記載するものとする。

(徴収停止ができる場合)

第二十条 法第二十一条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえたと認められる場合において、優先債権等がそのこえたと認められる額の全部の弁済を受けるべきとき。

二 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

三 債権管理官が債権の履行の請求又は保全の措置をとつた後、債務者が本邦に住所又は居所を有しないこととなつた場合において、再び本邦に住所又は居所を有することとなる見込がなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

(相殺等を要しない場合)

第二十一条 法第二十二條第二項に規定する政令で定める場合は、相殺又は充当することが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるものとして各省各庁の長が大蔵大臣に協議して定める場合とする。

(消滅に関する通知)

第二十二条 法第二十三條の規定による通知は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げるときに行う

施行令(第三章)

ものとする。

一 歳入徴収官、歳入金に係る債権について国のために弁済の受領をした者から当該歳入金の領収済の旨の報告を受けたとき、及び当該債権と国の債務との間における相殺の意思表示を債務者から受けたとき。

二 現金出納職員及び日本銀行 歳入金に係る債権以外の債権について国のために弁済の受領をしたとき。

三 法令の規定に基き金銭(証券を以てする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)により金銭に代えて納付される証券を含む。)以外の財産の出納保管の事務を行う者 法令の規定により当該財産をもつて国のために弁済の受領をしたとき。

四 法第十二条第一号に掲げる者 同号に規定する契約その他の行為について解除又は取消があつたとき。

(通知等の省略)

第二十三条 次の各号に掲げる通知又は請求は、当該各号に掲げる場合においては、省略することができる。

一 法第十二条の規定による通知 同条各号に掲げる者が債権管理官を兼ねる場合

二 法第十三条第一項又は法第十四条第一項の規定による請求及び法第十三条第二項(法第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知 債権管理官が歳入徴収官を兼ねる場合

三 法第二十二条第一項の規定による請求及び同条第二項又は第三項の規定による通知 債権管理官が支払事務担当職員を兼ねる場合

四 法第二十三条の規定による通知 前条各号に掲げる者が債権管理官を兼ねる場合

五 第十二条の規定による通知 同条に規定する者が債権管理官を兼ねる場合

第四章 債権の内容の変更、免除等

(履行延期の特約等を行うことができる債権)

第二十四条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

一 法令の規定により地方債をもつて納付させることができる債権

二 法令の規定に基き国に納付する事業上の利益金、剰余金又は収入金の全部又は一部に相当する金額に係る債権

三 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十九条(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による納付金に係る債権

四 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十六条第三項の規定による還付金に係る債権及び同法第十九条第二項若しくは第三項若しくは第二十条の二第四項又は地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第二十六条第一項の規定による返還金に係る債権

五 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)附則第三十六条の規定による負担金に係る債権

(履行延期の特約等の手続)

第二十五条 法第二十四条の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。

2 前項の書面は、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。

一 債務者の住所及び氏名又は名称

二 債権金額

施行令(第四章)

三 債権の発生原因

四 履行期限の延長を必要とする理由

五 延長に係る履行期限

六 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項

七 法第二十七条各号に掲げる趣旨の条件を附すること及び法第三十五条各号に掲げる事項を承諾すること。

八 その他各省各庁の長が定める事項

(分割して弁済させる債権の履行延期の特例)

第二十六条 分割して弁済させることとなつてゐる債権について法第二十四条第三項の規定により最初に弁済すべき金額の履行期限後に弁済することとなつてゐる金額に係る履行期限をあわせて延長する場合においては、最後に弁済すべき金額に係る履行期限の延長は、最初に弁済すべき金額に係る履行期限の延長期間をこえないものとする。ただし、特に徴収上有利と認められるときは、当該履行期限の延長は、法第二十五条に規定する期間の範囲内において、当該期間をこえることができる。

(延納担保の種類、提供の手續等)

第二十七条 第十七条の規定は、法第二十六条第一項の規定により担保を提供せよとする場合について準用する。

2 債権管理官は、その所掌に属する債権で既に担保の附されてゐるものについて履行延期の特約等をする場合において、その担保が当該債権を担保するのに十分であると認められないときは、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をさせるものとする。

(延納担保の提供を免除することができる場合)

第二十八条 法第二十六条第一項ただし書の規定により担保の提供を免除することができる場合は、次に掲げる場合に限る。

- 一 債務者から担保を提供させることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
- 二 同一債務者に対する債権金額の合計額が五万円未満である場合
- 三 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合
- 四 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者が不在の場合

(延納利息の率)

第二十九条 法第二十六条第一項の規定により附する延納利息の率は、大蔵大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率によるものとする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、その率によることが著しく不当である場合は、この率を下る率によることができる。

(延納利息を附さないことができる場合)

第三十条 法第二十六条第一項ただし書の規定により延納利息を附さないことができる場合は、次に掲げる場合に限る。

- 一 履行延期の特約等をする債権が法第二十四条第一項第一号に規定する債権に該当する場合
- 二 履行延期の特約等をする債権が法第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合
- 三 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を附することとなつてゐるものである場合

四 履行延期の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に於て附する加算金に係る債権である場合

五 第二十八条第三号に掲げる場合

六 履行延期の特約等をする債権の金額が千円未満である場合

七 延納利息を附することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が百円未満となるとき。

(履行延期の特約等に附する条件)

第三十一条 債権管理官は、法第二十六条第一項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を附さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を附することとすることができる旨の条件を附するものとする。

(債務名義を取得することを要しない場合)

第三十二条 法第二十六条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 履行延期の特約等をする債権に確実な担保が附されている場合
- 二 第二十八条第二号又は第三号に掲げる場合
- 三 強制執行をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

(利率を引き下げる特約等の手続)

第三十三条 法第二十九条の規定による利率を引き下げる特約及び法第三十二条の規定による債権の免除は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。

(延滞金を免除することができる範囲)

第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。

- 一 国が設置する教育施設で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校以外のものの授業料に係る債権
 - 二 国が設置する教育施設において教育を受ける者のために設けられた寄宿舎の使用料に係る債権
 - 三 国が設置する病院、診療所、療養所その他の医療施設における療養費に係る債権
 - 四 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第十五条に規定する国立光明寮、国立身体障害者更正指導所又は国立保養所における給食費に係る債権
 - 五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十条に規定する補装具の売渡又は修理に係る債権
 - 六 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二十条第二項に規定する一部負担金に係る債権
 - 七 債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係る債権
- 2 法第三十三条第三項に規定する債権及びこれに係る延滞金について同項の規定により免除することができ金額は、同項に規定する延滞金の額に相当する金額の範囲内において各省各庁の長が定める額をこえないものとする。

第五章 債権に関する契約等の内容

(契約の内容について別段の定を要しない場合)

第三十五条 法第三十五条に規定する政令で定める場合は、双務契約に基く国の債権に係る履行期限が国の債務の履行期限以前とされている場合とする。

(延滞金の基準)

第三十六条 契約等担当職員が法第三十五条の規定により同条第一号に規定する事項についての定をする場合においては、同号に規定する一定の基準は、第二十九条本文に規定する率を下つてはならない。

(履行期限を繰り上げた場合に加算して納付させる金額)

第三十七条 法第三十六条第十号に規定する政令で定める金額は、同号に掲げる事項についての契約の定により履行期限を繰り上げた貸付金の貸付の日の翌日から履行する日までの期間に応じ、当該貸付金の額(債務者がその一部を履行した場合における当該履行の日の翌日以後の期間については、その額から既に履行した額を控除した額)に対し、大蔵大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額とする。

2 契約等担当職員は、法第三十六条第十号に規定する事項についての契約の定で前項の規定により算出した額を下る金額を納付させることとするものをしようとする場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3 各省各庁の長は、前項の承認をする場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六章 雑則

(債権現在額報告書の内容)

第三十八条 各省各庁の長は、法第三十九条の規定により債権の毎年度末における現在の額の報告書を作成する場合には、債権管理官(第二条各号に掲げる債権にあつては、各省各庁の長の指定する者)からの報告に基づき、債権の帰属すべき会計の区別に応じ、債権の種類ごとに、前年度以前において発生した債権の金額と当該年度において発生した債権の金額とに区分し、さらに、それぞれの金額

を当該年度末までに履行期限が到来した額と履行期限がまだ到来しない額とに細分して、その内訳を明らかにしなければならない。

(出納整理期間中に消滅した額を除いて現在額を計算する債権)

第三十九条 法第三十九条に規定する政令で定める債権は、歳入金に係る債権、歳出の返納金に係る債権又は国税収納金整理資金に属する債権のうち、これらの債権に基いて翌年度の四月三十日まで

(帳簿、報告書等の様式、記入の方法等)

第四十条 債権管理簿及び徴収停止整理簿の様式及び記入の方法並びに法第三十九条の報告書及び法第四十条第一項の債権現在額総計算書の様式及び作成方法は、大蔵省令で定める。

(省令への委任)

第四十一条 この政令に定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十三年一月十日)から施行する。

2 次に掲げる命令は、廃止する。

一 政府貸付金処理に関する法律施行令(昭和十年勅令第二百五十二号)

二 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律施行令(昭和二十六年政令第百九十四号)

3 法第十二条各号又は第二十二条各号に掲げる者は、大蔵省令で定めるところにより、この政令の施行の際現に存する債権(法第三条第一項各号に掲げる債権を除く。)の確認のために必要な事項を

施行令(附則)

債権管理官に通知しなければならない。

4 各省各庁の長は、この政令の施行前に発生し、又は国に帰属した延滞金に係る債権（国税徴収又は国税滞納処分例によつて徴収する債権を除く。）でこの政令の施行の際現に存するものについて、当該延滞金を附することとなつてゐる債権の徴収上国に生ずべき不利益を最少限度にとどめるためやむを得ないと認められる範囲内において、その一部に相当する金額を免除することができ、この場合において、その免除することができ得る金額は、当該延滞金の金額から当該延滞金の計算の基準となつてゐる金額に第二十九条の規定に準じ同条に規定する率を乗じて得た金額を控除した金額の範囲内において大蔵大臣に協議して定める金額とする。

5 予算決算及び会計令の一部を次のように改正する。
第二十八条に次のただし書を加える。

ただし、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第十三条第一項本文の規定により債権管理官（同法第六条に規定する債権管理官又は分任債権管理官をいう。以下同じ。）から納入の告知をすべきことを請求された場合に於ては、法令に違反してないかの調査は、歳入の徴収手続に関する法令について行えば足りる。

第三十四条の見出しを「債権管理官等の戻入手続」に改め、同条中「支出官」を「債権管理官」に改め、「ときは」の下に「、国の債権の管理等に関する法律第十三条第一項ただし書の規定による納入の告知をして」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、国の内部における支出に基く場合においては、支出官が当該返納をさせるものとする。

第三十五条中「支出官」を「債権管理官（前条ただし書の場合に於ては、支出官）」に改める。

6 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、乗船地旅行費、帰国費若しくは送還費又は帰郷費の償還請求権が法第七条第一項の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とされるまでの間において」を削る。

第八条を削る。

7 国の債権の担保等に係る現金又は有価証券の保管に関する政令（昭和三十一年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国の債権者代位権の行使に伴う現金又は有価証券の保管に関する政令

本則中「国の債権の担保として」を「国が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき」に改め、後段を削る。

8 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「国の定期貸債権」を「従前の国の定期貸債権」に改める。

第十一条中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「及び支出負担行為認証官」を「支出負担行為認証官及び債権管理官」に改め、同条第十二号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十一 国の債権の管理に関し、報告を求め、実地監査を行い、必要な措置を求め、及びこれらを総括すること。

第十一条中第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 国の債権の現在額に関する計算を総括すること。

施行令（附則）

第十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「及び契約」を「、契約及び債権」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国の債権の管理に関し、事務の処理手続を統一し必要な調整を行うこと。

債権管理事務取扱規則

(昭和三十一年十二月二十九日
大蔵省令第八十六号)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 債権の管理の機関(第四条—第七条)
第三章 債権の管理の準則(第八条—第三十三条)
第四章 債権の内容の変更、免除等(第三十四条—第三十九条)
第五章 雑則(第四十条—第四十三条)

附則

第一章 総則

(通則)

第一条 債権管理官、代理債権管理官及び分任債権管理官の事務取扱その他国の債権の管理に関する事務の取扱については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において「国の債権」若しくは「債権」、「債権の管理に関する事務」、「各省各庁」、「各省各庁の長」、「現金出納職員」、「債権管理官」、「代理債権管理官」、「分任債権管理官」、「歳入徴収

官」、「支払事務担当職員」、「履行延期の特約等」、「延滞金」、「延納利息」、「債権管理簿」又は「徴収停止整理簿」とは、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号。以下「法」といふ)第二条、第三条第一項第三号、第六条、第十三条第一項、第二十二條第一項、第二十四條第二項又は第三十二條第三項に規定する国の債権若しくは債権、債権の管理に関する事務、各省各庁、各省各庁の長、現金出納職員、債権管理官、代理債権管理官、分任債権管理官、歳入徴収官、支払事務担当職員、履行延期の特約等、延滞金、延納利息又は国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号。以下「令」といふ)第九条第一項若しくは第十九條に規定する債権管理簿若しくは徴収停止整理簿をいう。

(債権管理事務取扱の特例)

第三条 債権管理官、代理債権管理官及び分任債権管理官の事務取扱その他国の債権の管理に関する事務の取扱で特別の事情によりこの省令により難いものについては、別に大蔵大臣の定めるところによる。

第二章 債権の管理の機関

(総括債権管理官)

第四条 各省各庁の長は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を総括させるための債権管理官(以下「総括債権管理官」といふ)を指定するものとする。

2 総括債権管理官は、各省各庁の長の定めるところにより、債権現在額報告書の作成に関する事務の取扱、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務の処理手続の整備及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

(代理をせる場合)

第五条 各省各庁の長は、代理債権管理官が債権管理官の事務を代理する場合を定めて置くものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(交替等の手続)

第六条 債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官(以下「債権管理官等」という。)の交替(代理債権管理官が行う債権管理官の事務の開始又は終了を含む。以下同じ。)があつた場合においては、前任の債権管理官等は、引き渡すべき債権管理簿、徴収停止整理簿及びこれらの関係書類の名称及び件数並びに法第二十条第一項に規定する担保物及びもつぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件の名称及び件数並びに引渡の日付その他必要な事項を記載した引継書を交替の日の前日をもつて作成し、後任の債権管理官等とともに記名して印をおし、当該引継書を債権管理簿に添附して、これらの帳簿、関係書類、担保物及び物件を後任の債権管理官等に引き渡すものとする。ただし、前任の債権管理官等が交替の手続をすることができない事由があるときは、後任の債権管理官等が引継書を作成し、これに記名して印をおせば足りる。

(管理事務の引継の手続)

第七条 前条の規定は、令第七条の規定により債権管理官等が債権の管理に関する事務を他の職員又は他の各省各庁に属する当該事務を行うべき債権管理官等に引き継ぐため引渡をする場合において準用する。この場合において、前条中「債権管理簿、徴収停止整理簿」又は「帳簿」とあるのは、「債権管理簿、徴収停止整理簿又はこれらの引き継ぐべき事項に係る部分の写」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による引継が隔地にいる他の職員又は他の各省各庁に属する当該事務を行うべき債権管理官等に対して行われるものである場合においては、当該引継を受ける職員の引継書への記名及び

びなつ印は要しないものとし、当該引継を受ける職員又は債権管理官等は、引継を受けた旨を明らかにした書面を引継をした債権管理官等に送付するものとする。

第三章 債権の管理の準則

(帳簿への記載を行うべき時期の特例)

第八条 令第八条第一号に規定する大蔵省令で定めるときは、各年度の四月中に到来する利払期又は履行期限前一月に当る日以前の日で当該年度の前年度の三月中における日とする。

(債権管理簿に記載できなかった場合の措置)

第九条 債権管理官等は、債権について令第九条第二項本文の規定により債権管理簿に記載することができなかつた理由を明らかにしておくには、別紙第一号書式の債権整理簿に債権の概要、記載することができなかつた理由その他必要な事項を記載してしなければならない。

2 債権管理官等は、法第十二条各号に掲げる者からの通知が遅延したことにより、債権について債権管理簿に記載することができなかつた場合には、その者に対してその遅延した事由を疎明すべきことを要求しなければならない。

3 前項の規定により要求をされた者は、書面をもつて疎明しなければならない。

4 前三項の規定は、債権管理官等がその所掌に属すべき債権で債権管理簿にまだ記載されていないものについて当該債権の一部が消滅していることを確認した場合について準用する。

(債権の調査確認の書類)

第十条 債権管理官等は、法第十一条第一項の規定によりその所掌に属する債権について調査確認したときは、その調査確認した事項を明らかにした書類を作成の上その事項を債権管理簿に記載しなければならない。

(発生年度の区分及び債権の種類)

第十一条 令第十条第一項第二号に規定する債権の発生年度の区分は、別表第一に定めるところによる。

2 令第十条第一項第三号に規定する債権の種類は、別表第二に定めるところによる。
(記号、番号、日付等の記載)

第十二条 債権管理官等は、法第十一条第一項前段の規定によりその所掌に属する債権について調査

確認した事項を債権管理簿に記載する場合においては、各省各庁の長の定めるところにより記号及び各記号ごとの連続番号を附記するとともに、次に掲げる日付をあわせて記載しなければならない。

5。
一 債権の発生した日付(当該債権が国に帰属したものであるときはその発生した日付及び帰属した日付、当該債権が他の債権管理官等から引き継がれたものであるときはその発生した日付及び引継を受けた日付)

二 法第十二条各号に掲げる者から同条の規定による通知を受けた債権についてはその通知を受けた日付(債権管理官等が同条各号に掲げる者と同一人である場合においては、当該各号に掲げる者として債権の発生又は帰属を知つた日付)

2 債権管理官等は、法第十一条第一項前段の規定によりその所掌に属する債権について調査確認した事項に変更があつたとき、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理に關して必要な措置をとつたとき、法第二十二條第二項若しくは法第二十三條の規定による消滅の通知を受けたとき、又はその管理に關係する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認められたときは、これらの内容を債権管理簿に記載するとともに、その変更があつた日付、その措置をとつた日付、その通知を受け

た日付又はその事実が発生した日付をあわせて記載しなければならない。

3 債権管理官等は、その所掌に属する債権について、法第二十条第一項に規定するもつぱら債権の立証に供すべき書類その他の物件以外のものであつて当該債権の立証に供すべきものがある場合には、そのものの保存に關する事項を債権管理簿に記載しなければならない。

(納入の告知の請求の手續)

第十三条 債権管理官等が令第十三條第二項本文の規定により歳入徴収官に対してする納入の告知の請求は、債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、履行期限、弁済の充当の順序その他履行の請求に必要な事項を明らかにした書面を作成し、契約書その他の証拠書類を添え、これを歳入徴収官に送付することにより行うものとする。

2 前項の場合において、歳入徴収官が口頭をもつて納入の告知をすることができるときは、同項の請求は口頭をもつてすることができる。

3 第一項に規定する履行期限については、法令又は契約に定がある場合を除き、同項に規定する納入の告知の請求の日から二十日以内において適宜の履行期限を定めるものとする。

4 債権管理官等は、第一項の規定により添附した契約書その他の証拠書類で法第二十条第一項の規定により引き続き整備保存すべきものについては、歳入徴収官が納入の告知をした後直ちに返付を受けなければならない。

(債権管理官等の行う納入の告知の手續等)

第十四条 債権管理官等は、令第十三條第二項ただし書の規定により、みずから債務者に対して納入の告知をする場合には、同一債務者に対する債権金額の合計額が履行の請求に要する費用をこえない場合を除くほか、法第十一条第一項の規定により債務者及び債権金額を確認した日(履行期限の

定のある債権にあつては、その確認した日と当該履行期限から起算して二十日前の日とのいずれか遅い日) 後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所、弁済の充当の順序その他納付に關し必要な事項を明らかにした書類を作成しなければならない。

2 債権管理官等は、前項の書類を作成した後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所、弁済の充当の順序その他納付に關し必要な事項を明らかにした別紙第二号書式の納入告知書を作成して債務者に送付しなければならない。ただし、口頭をもつてする納入の告知により債務者をして即納させる場合は、この限りでない。

3 前項の場合において、納入の告知をする債権が歳入金に属する返納金以外の返納金に係るものであつて利息、延滞金又は一定の期間に於て附する加算金(以下「延滞金等」をいう。)が附されるものであるときは、納付期限を経過して納付された金額が返納金額及び納付された日までに附された延滞金等の金額の合計額に足りないときは、その納付された金額を先ず返納金に充当し、次いで延滞金等に充当する旨を明らかにしなければならない。

4 債権管理官等は、前二項の規定により納入告知書を作成する場合において、当該債権が歳入金に属する返納金以外の返納金に係るものであるときは、当該返納金に係る支出官又は資金前渡官吏の取引店以外の日本銀行に払込をさせるものであつて、至急戻入を要するものであるときは、その告知書の表面余白は「要電信戻入」と朱書しなければならない。

5 債権管理官等は、第二項の規定により納入告知書を送付した場合において、当該債権が歳入金に属する返納金以外の返納金に係るものであるときは、同項に規定する事項を明らかにした書面を当該返納金に係る支払事務担当職員に送付しなければならない。

6 債権管理官等は、口頭をもつてする納入の告知により債務者をして即納させる場合には、その納付を受けるべき現金出納職員に対し、納付すべき金額その他納付に關し必要な事項を通知しなければならない。

7 前条第三項の規定は、第一項及び第二項に規定する期限について準用する。
(歳入徴収官等に対する債権金額等の通知)

第十五条 債権管理官等は、その所掌に属する債権で令第十四条第二号から第八号までに掲げるものについては、第十条の規定により調査確認した事項を明らかにした書類を作成した後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、履行期限、弁済の充当の順序その他履行に關し必要な事項を明らかにした書面を作成し、これを歳入徴収官(令第十四条第三号、第六号及び第八号に掲げる債権にあつては、歳入徴収官及び当該債権の金額を控除する支出官又は現金出納職員)に送付しなければならない。

(相殺超過額の納付書の送付)

第十六条 債権管理官等は、第十四条第二項の規定によりその所掌に属する債権について債務者に対して納入告知書を送付した後当該債権が国の債務と相殺された場合において、当該債権の金額が相殺額を超過するときは、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所、弁済の充当の順序その他納付に關し必要な事項を明らかにした別紙第三号書式の納付書(以下「納付書」という。)を作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、納付期限は、既に告知をした納付期限と同一の期限とし、当該納付書の表面余白に「相殺超過額」の印をおすものとする。

(相殺があつた場合に資金前渡官吏等に送付する納付書)

第十七条 債権管理官等は、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第五十五条第三項又は第五十六条第一項の場合において資金前渡官吏から請求があつたときは、直ちに相殺額に相当

する金額について前条の規定に準じて作成した納付書に当該資金前渡官吏の官職及び氏名を附記し、当該納付書の表面余白に「相殺額」の印をおした上、これを当該資金前渡官吏に送付しなければならない。

- 2 債権管理官等は、支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第三十一条第三項の場合において支出官から請求があつたときは、直ちに相殺のあつた債権に係る納入告知書又は納付書に記載していた事項を記載した納付書を作成し、これに当該支出官の官職及び氏名を附記し、これを当該支出官に送付しなければならない。

(納入告知書等を亡失した場合等に債務者に送付する納付書)

第十八条 債権管理官等は、歳入金に係る債権以外の債権について、債務者から納入告知書又は納付書を亡失し、又は著しく汚損した旨の申出があつたときは、直ちに当該納入告知書又は納付書に記載された事項を記載した納付書を作成し、これを当該債務者に送付しなければならない。

(電信戻入の準用)

第十九条 第十四条第四項の規定は、前三条の場合について準用する。この場合において、同項中「告知書」とあるのは、「納付書」と読み替えるものとする。

(督促の請求の手續等)

第二十条 法第十四条第一項の規定により債権管理官等が行う履行の督促の請求は、債務者の住所及び氏名又は名称、遅滞に係る金額、期限その他督促に関し必要な事項を明らかにした書面を歳入徴収官に送付することにより行うものとする。

- 2 法第十四条第二項の規定により歳入金に係る債権以外の債権について債権管理官等がみずから行う履行の督促は、別紙第四号書式の督促状を債務者に送付することにより行うものとする。

(強制履行の請求等の手續)

第二十一条 債権管理官等は、法第十五条、法第十八条第二項若しくは第四項若しくは法第二十八条の規定により、又は法第十七条(第二号、第五号及び第六号を除く。)若しくは法第十八条第三項若しくは第五項の措置として法務大臣に対しその措置をとることを求める場合には、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所掌する法務大臣(その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長)に送付するものとする。

(保証人に対する履行の請求の手續等)

第二十二条 債権管理官等は、令第十五条本文の規定により歳入徴収官に対して保証人に対する履行の請求をすべきことを請求する場合には、保証人及び債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、当該履行の請求をすべき事由、弁済の充当の順序その他履行の請求に必要な事項を明らかにした書面を歳入徴収官に送付するものとする。

- 2 債権管理官等は、令第十五条ただし書の規定によりみずから保証人に対して履行の請求をする場合には、前項に規定する事項を明らかにした納付書を作成して保証人に送付しなければならない。

(自力執行を求める手續)

第二十三条 債権管理官等は、令第十六条の規定により滞納処分を執行することができる者に対して滞納処分の手続をとることを求める場合には、債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、履行期限、延滞金に関する事項その他滞納処分に必要な事項を明らかにした書面を当該滞納処分を執行することができる者に送付するものとする。

(履行期限の繰上の手續)

規則(第三章)

第二十四条 債権管理官等が法第十六条の規定により歳入徴収官に対してする履行期限を繰り上げて納入の告知をすべきことの請求又はみずから行う納入の告知は、履行期限を繰り上げる旨及びその理由を明らかにして行わなければならない。

2 債権管理官等は、令第十三条第二項の規定により歳入徴収官に対して納入の告知をすべきことを請求し、又はみずから債務者に対して納入の告知をした後において、当該債権について履行期限を繰り上げようとするときは、履行期限を繰り上げる旨及びその理由を歳入徴収官に通知し、又はその旨及びその理由を明らかにした納付書を債務者に送付しなければならない。

(担保の価値)

第二十五条 令第十七条第一項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

一 国債及び地方債(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十条第一項の規定により港務局が発行する債券を含む。)政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件(明治四十一年勅令第二百八十七号)に規定し、又は同令の例による金額

二 債権管理官等が確実と認める社債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の八割に相当する金額

三 証券取引所に上場されている株券、出資証券及び投資信託の受益証券 時価の八割以内において債権管理官等が決定する価額

四 金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第三条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の引受、保証又は裏書のある手形 手形金額

(その手形の満期の日が当該担保を附することとなつてゐる債権の履行期限後であるときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般金融市場における手形の割引率により割り引いた金額)

五 令第十七条第一項第三号及び第四号に掲げる担保 時価の七割以内において債権管理官等が決定する価額

六 債権管理官等が確実と認める金融機関その他の保証人の保証 その保証する金額

七 前各号に掲げる担保以外の担保 大蔵大臣の定めるところにより債権管理官等が決定する金額 (担保の提供の手続等)

第二十六条 有価証券を担保として提供しようとする者は、これを供託所に供託し、その供託物の受入の記載のある供託書を債権管理官等に提出するものとする。ただし、登録国債(乙種国債登録簿に登録のあるものを除く。)又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録した社債、地方債その他の債券については、その登録を受け、その登録済通知書又は登録済証を提出するものとする。

2 土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる財産を担保として提供しようとする者は、当該財産についての抵当権の設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録についての承諾書を債権管理官等に提出するものとする。

3 債権管理官等は、前項の書面の提出を受けたときは、遅滞なく、これらの書面を添えて、抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登録機関に嘱託しなければならない。

4 金融機関その他の保証人の保証を担保として提供しようとする者は、その保証人の保証を証明する書面をその担保を求めた債権管理官等に提出するものとする。

5 債権管理官等は、前項の保証人の保証を証明する書面の提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証人との間に保証契約を締結しなければならない。

6 動産で第一項又は第二項に規定するもの以外のものを担保として提供しようとする者は、これを物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第三十五条において準用する同法第九条又は第十一条の規定に基づき物品の保管に関する事務を行う者で債権管理官等が指定するものに引き渡すものとする。

7 指名債権を担保として提供しようとする者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百六十四条第一項の措置をとつた後、その指名債権の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を債権管理官等に交付するものとする。

8 前七項に規定するもの以外のものの担保としての提供の手續及びこれらのうち担保権の設定について登記又は登録によつて第三者に対抗する要件を備えることができるものについてのその登記又は登録の囑託については、前七項の例による。

(徴収停止等の手續)

第二十七条 債権管理官等は、その所掌に属する債権について法第二十一条第一項に規定する措置をとる場合には、同項各号に掲げる場合の一に該当する理由、その措置をとることが債権の管理上必要であると認める理由及び当該各号に掲げる場合に依りて業務又は資産に関する状況、債務者の所在その他必要な事項を記載した書類を各省各庁の長に送付してその承認を受けなければならない。ただし、法第三十八条第一項ただし書の規定に該当する場合は、当該書類を作成して直ちにその措置をとることができる。

2 前項に規定する措置をとる場合には、債権管理簿に「徴収停止」の表示をするとともに、令第十条第七項の規定によりその措置の内容を記載するものとする。

3 債権管理官等は、第一項に規定する措置をとつたときは、令第十九条に定める事項を別紙第五号書式の徴収停止整理簿に記載しなければならない。

4 債権管理官等は、法第二十一条第二項の規定により第一項の措置を取りやめたときは、債権管理簿に「徴収停止取消」の表示をするとともに、その取りやめの内容を記載し、徴収停止整理簿から前項の規定により記載した事項を消さなければならない。

(消滅時効完成の表示)

第二十八条 債権管理官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについて消滅時効が完成したときは、債権管理簿及び第二十七条第一項に規定する徴収停止の措置をとつたものにあつては徴収停止整理簿に「時効完成」の表示をするとともに、令第十条第七項の規定によりその事由を記載するものとする。

(消滅の表示)

第二十九条 債権管理官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについてその債権金額の全部が消滅したとき、又は次条の規定によりその債権金額の全部が消滅したものとみなして整理されたときは、債権管理簿及び第二十七条第一項に規定する徴収停止の措置をとつたものにあつては徴収停止整理簿に「消滅」の表示をするとともに、次条に規定する場合を除き、令第十条第七項の規定によりその事由を記載するものとする。

(債権を消滅したものとみなして整理する場合)

第三十条 債権管理官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一

部が消滅したものとみなして整理するとともに、債権管理簿及び第二十七条第一項に規定する徴収停止の措置をとつたものにあつては徴収停止整理簿にその旨を記載するものとする。

- 一 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
- 二 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第一号から第五号までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。

四 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百四十一条の規定により債務者が当該債権につきその責を免かれたこと。

五 破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百六十六条ノ十二の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。

六 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、法務大臣が勝訴の見込がないものと決定したこと。

2 各省各庁の長は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定によりその全部又は一部が消滅したものと整理された債権については、翌年度の七月三十一日までに、その整理の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

（歳入徴収官に対する変更及び消滅の通知）

第三十一条 債権管理官等は、その所掌に属する債権で納入の告知をしているものが次の各号の一に該当することとなつたときは、直ちにその事由を明らかにした書面を作成し、歳入徴収官に送付し

なければならない。

- 一 歳入金に係る債権以外の債権が法令の規定により歳入金に係る債権として整理されることとなつたこと。
- 二 歳入金に係る債権が法令の規定に基いてその履行期限を延長されたこと。
- 三 歳入金に係る債権が法令の規定に基いて免除されたこと。
- 四 歳入金に係る債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたこと、又は当該債権が法律の規定により債務者の援用をまたないで消滅するものであるときは、その消滅時効が完成したこと。
- 五 歳入金に係る債権で国税徴収又は国税滞納処分の場合によつて徴収するものが国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第十二条第五項の規定により消滅したこと。
- 六 歳入金に係る債権でその発生又は国への帰属の原因となる契約その他の行為に解除条件が附されているものについて、当該解除条件が成就したこと。
- 七 歳入金に係る債権について、第三十条の規定によりその全部又は一部が消滅したものとみなして整理したこと。
- 八 歳入金に係る債権について、令第二十二号第三号又は第四号に掲げる者から次条第一項に規定する消滅の通知を受けたこと。
- 九 歳入金に係る債権が法令の規定に基き譲渡され、又は更改若しくは混同により消滅したこと。
- 十 歳入金に係る債権につきその存在に法律上の争がある場合において、裁判所の判決によりその不存在が確定したこと。

2 債権管理官等は、その所掌に属する債権について、支出官事務規程第十条の二又は出納官吏事務

規則（第三章）

規程第四十一条の二の規定により支出官又は資金前渡官吏から相殺又は充当をした旨の通知を受けたときは、直ちにその事由を明らかにした書面を作成し、歳入徴収官に送付しなければならない。
(消滅に関する通知等の手続)

第三十二条 令第二十二條に規定する債権の消滅に関する通知は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百十一号)第二十一條の三、出納官吏事務規程第五十二條の四、日本銀行国庫金取扱規程(昭和二十二年大蔵省令第九十三号)第二十五條第三項若しくは第四項若しくは第三十九條の二第三項若しくは第四項又は日本銀行の公社等預託金取扱規程(昭和二十五年大蔵省令第三十一号)第八條の二第一項若しくは第十六條の二第一項(第二十條の九又は第二十一條の九において準用する場合を含む。)の規定によるもののほか、債務者の住所及び氏名又は名称、消滅の日付、消滅金額、消滅の事由その他必要な事項を記載した書面を送付することにより行うものとする。

2 債権管理官等は、歳入徴収官事務規程第二十一條の三第三項の規定により歳入徴収官から相殺に關する通知を受けたとき、又は歳入金に係る債権以外の債権と国の債務との間における相殺の意思表示を債務者から受けたときは、直ちに同項に規定する事項を明らかにした書面を作成して当該債務に係る支払事務担当職員に送付しなければならない。

3 債権管理官等は、日本銀行国庫金取扱規程第二十五條第三項若しくは第四項若しくは第三十九條の二第三項若しくは第四項又は日本銀行の公社等預託金取扱規程第八條の二第一項若しくは第十六條の二第一項(第二十條の九又は第二十一條の九において準用する場合を含む。)の規定により日本銀行から領收済通知書又は振替済通知書の送付を受けたときは、直ちに当該通知書に記載された事項を明らかにした書面を作成して当該返納金に係る支払事務担当職員に送付しなければならない。
(通知等の省略)

第三十三條 次の各号に掲げる請求又は通知は、当該各号に掲げる場合においては、省略することができる。

- 一 令第十五條本文の規定による請求
債権管理官等が歳入徴収官を兼ねる場合
 - 二 第十四條第五項の規定による書面の送付、債権管理官等が支払事務担当職員を兼ねる場合
 - 三 第十四條第六項の規定による通知
債権管理官等が現金出納職員を兼ねる場合
 - 四 第十五條の規定による通知 債権管理官等が歳入徴収官、支出官又は現金出納職員を兼ねる場合
 - 五 第二十四條第二項の規定による通知 債権管理官等が歳入徴収官を兼ねる場合
 - 六 第三十一條の規定による書面の送付 債権管理官等が歳入徴収官を兼ねる場合
 - 七 前条第三項の規定による書面の送付 債権管理官等が支払事務担当職員を兼ねる場合
- 第四章 債権の内容の変更、免除等

(履行延期の特約等の手続)

第三十四條 令第二十五條第一項に規定する書面には、同条第二項各号に掲げる事項及び令第三十一條に規定する条件を附することを承認する旨を記載するものとし、その書式は、別紙第六号書式の履行延期申請書によるものとする。

2 債権管理官等は、債務者から前項の履行延期申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、法第二十四條第一項各号に掲げる場合の一に該当し、かつ、履行延期の特約等を行うことが債権の管理上必要であると認めるときは、その該当する理由及び必要であると認める理由を記載し

九書類に当該申請書又はその写その他の関係書類を添え、各省各庁の長に送付して履行延期の特約等をするこの承認を受けなければならない。ただし、法第三十八条第一項ただし書の規定に該当する場合は、当該書類を作成して直ちにその措置をとることができる。

3 前項の場合において、当該申請書の内容を確認するため必要があるときは、債務者又は保証人（保証人となるべき者を含む。）に対し、法令又は契約に定めがある場合を除きその承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める等必要な調査を行うものとする。

4 債権管理官等は、履行延期の特約等をする場合には、直ちに別紙第七号書式の履行延期承認通知書を作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、その通知書には、必要に應じ、債権管理官等が指定する期限までに担保の提供、第三十六条第一項に規定する債務名義の取得のために必要な行為又は同条第二項に規定する債務証書の提出がなかつたときは、その承認を取り消すことがある旨を附記しなければならない。

（期限を指定して延納担保を提供させる場合）

第三十五条 債権管理官等は、履行延期の特約等をする債権で法第二十六条第一項の規定により担保を提供させることになつていゝものについて、その履行延期の特約等をするときまでに債務者が担保を提供することが著しく困難であると認めるときは、期限を指定して、その履行延期の特約等をした後においてその提供をさせることができる。

（債務名義を取得するための措置等）

第三十六条 債権管理官等は、法第二十六条第二項の規定により履行延期の特約等をする債権について債務名義を取得する場合には、債務者に対し、債務名義を取得するためなすべき必要な行為及び

その期限を指定して通知しなければならない。

2 債権管理官等は、令第三十二条の規定に該当するため履行延期の特約等をする債権について債務名義を取得することを要しない場合においては、当該債権につきその存在を証明する書類が存在する場合を除き、期限を指定して債務者をして履行延期の特約等をした後別紙第八号書式の債務証書を提出させなければならない。

（履行延期の特約等の取消の措置）

第三十七条 債権管理官等は、履行延期の特約等をした債権について、債務者の責に帰すべき事由により、第三十五条又は前条に規定する担保の提供、債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出がこれらの条に規定する期限までになかつたときは、直ちに履行延期の特約等の解除又は取消を行い、その旨を債務者に通知しなければならない。

（利率を引き下げる特約の手続）

第三十八条 債権管理官等は、債務者から令第三十三条の規定により利率の引下の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、その申請に正当な理由があると認めるときは、利率引下の理由を明らかにした書類を各省各庁の長に送付して利率を引き下げることの承認を受けなければならない。ただし、法第三十八条第一項ただし書の規定に該当する場合は、当該書類を作成して直ちにその特約をすることができる。

2 債権管理官等は、利率を引き下げる特約をする場合には、引き下げられた利率及び当該利率を適用すべき起算日を明らかにした書面を債務者に送付しなければならない。この場合において、起算日は、その送付の日以後の日としなければならない。

（免除の手続）

第三十九条 債権管理官等は、債務者から令第三十三条の規定により債権の免除の申請書の提出を受けた場合において、法第三十二条各項の規定の一に該当し、かつ、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認められるときは、その該当する理由及びやむを得ないと認める理由を記載した書類に当該申請書又はその写その他の関係書類を添え、各省各庁の長に送付して債権を免除することの承認を受けなければならない。ただし、法第三十八条第一項ただし書の規定に該当する場合は、当該書類を作成して直ちにその措置をとることができる。

2 債権管理官等は、債権の免除をする場合には、免除する金額、免除の日付及び法第三十二条第二項に規定する債権にあつては、同項後段に規定する条件を明らかにした書面を債務者に送付しなければならぬ。

第五章 雑則

(債権現在額のお知らせ)

第四十条 分任債権管理官は、その分掌に属する債権の毎年度末における現在額(令第三十九条に規定する債権については、翌年度の四月三十日までに消滅した額を除く。以下この条において同じ。)について、債権管理簿に基き別紙第九号書式の債権現在額通知書(以下「債権現在額通知書」という。)を作成して各省各庁の長の定める期限までに債権管理官に送付しなければならない。

2 債権管理官は、その所掌に属する債権の毎年度末における現在額について、債権管理簿及び前項の規定により分任債権管理官から送付を受けた債権現在額通知書に基き債権現在額通知書を作成して各省各庁の長の定める期限までに総括債権管理官に送付しなければならない。

(債権現在額報告書に区分して整理すべき債権の種類)

第四十一条 令第三十八条に規定する債権の種類は、第十一条第二項に規定するところによるほか、

別表第三に定めるところによる。

(帳簿、報告書等の様式、記入の方法等)

第四十二条 債権管理簿の様式及び記入の方法は、別紙第十号書式に定めるところによる。ただし、各省各庁の長は、必要があると認めるときは、大蔵大臣に協議して、その特例を設けることができる。

2 次の各号に掲げる報告書又は計算書の様式及び作成の方法は、当該各号の書式に定めるところによる。

一 法第三十九条の債権現在額報告書

別紙第十一号書式

二 法第四十条第一項の債権現在額総計算書

別紙第十二号書式

(実地監査)

第四十三条 法第九条第二項の規定による当該職員の実地監査は、別に定める監査要領に従つてしなければならない。

2 当該職員は、前項の実地監査をする場合には、別紙第十三号書式の監査証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、呈示しなければならない。

附 則

- 1 この省令は、法の施行の日(昭和三十一年一月十日)から施行する。
- 2 定期貸債権及びすえ置貸債権整理取扱規程(昭和二十六年大蔵省令第五十二号)は、廃止する。
- 3 各省各庁の長は、現に債権の管理のために使用している帳簿を法施行の日以後においても、当分の間これを取りつくり使用することができるものがあると認める場合には、大蔵大臣に協議して、当該帳簿を債権管理簿とすることができる。

規則(附則)

4 日本銀行は、返納金に係る債権でこの省令による改正前の支出官事務規程第四十条又は第四十条の二の規定により既に支出官が返納告知書又は納付書を発しているものについて、この省令の施行の後収納をし、又は振替払込を受けたときは、領収済通知書又は振替済通知書を当該支出官に送付するものとする。

5 支出官は、前項の規定により領収済通知書又は振替済通知書の送付を受けたときは、直ちに第三十二条第一項の規定に準じて作成した書面を債権管理官等に送付するものとする。

6 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる債権について、この省令の施行後遅滞なく、令附則第三項の規定による通知を令第十一条及び令第二十三条の規定に準じて行うものとする。ただし、現に債権の管理のために使用している帳簿があるときは、当該帳簿を債権管理官等に引き継ぐことにより行うことができる。

一 法第十二条各号に掲げる者 当該各号に定めるところにより発生し、又は国に帰属した債権で歳入徴収官又は支出官がまだ納入告知書又は返納告知書を発していないもの

二 歳入徴収官 納入告知書を発した歳入金に係る債権でまだその全部が履行されていないもの

7 支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金の返納金に係る債権でまだその全部が履行されていないものがあるときは、前項の規定に準じて債権管理官等に通知するものとする。

8 歳入徴収官事務規程の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の三」に改める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第十三条第一項本文の規定により債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ。)から納入の告知をすべき旨の請求を

受けた場合又は債権管理事務取扱規則(昭和三十一年大蔵省令第八十六号)第十五条の規定により債権管理官から債権管理官が納入の告知をすべきことの請求をしない債権について通知を受けた場合にあつては、法令又は契約に違反していないかの調査は、歳入の徴収手続に関する法令について行えば足りる。

第三条第二項中「但し、取まとめ郵便局又は」を「ただし、当該歳入金が債権管理事務取扱規則第十五条の規定により債権管理官から通知を受けた債権に係るものであるとき、又は取まとめ郵便局若しくは」に改める。

第五条中「支出済となつた歳出の返納金」を「支出済又は支払済となつた歳出その他の支払金の返納金」に、「支出官が返納告知書」を「債権管理官、支出官又は出納官吏が納入告知書、返納告知書又は返納請求書」に、「歳出の金額」を「歳出その他の支払金の金額」に改める。

第七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 歳入徴収官等は、納入者の住所の変更、各省各庁の所掌事務の異動又は各省各庁の内部における所掌事務の異動その他の事情により、調査決定をした歳入の徴収に関する事務を他の歳入徴収官等から引継を受け、又は他の歳入徴収官等に引き継いだときは、直ちにその引継に係る増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。

第九条第一項中「但し」を「ただし、債権管理事務取扱規則第十五条の規定により債権管理官から徴収額等の通知を受けて調査決定をした場合」に改め、「第七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「納入の告知については、」の下に「債権管理官が発した納入告知書又は」を加え、「支出官が発した返納告知書」を「支出官若しくは出納官吏が発した返納告知書若しくは返納請求書」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

規則(附則)

2 前項本文の場合において、調査決定をした歳入が国の債権の管理等に関する法律第十三条第一項本文の規定により債権管理官から納入の告知をすべき旨の請求を受けたものであるときは、歳入徴収官等は、別紙第一号書式の納入告知書の原符を債権管理官に回付し、その証印を受けた後、その返付を受けなければならない。ただし、歳入徴収官等が必要と認めるときは、納入告知書の原符の回付に代え、当該債権につき納入の告知をした旨を記載した書面を送付すれば足りる。

第十条に次の一項を加える。

2 歳入徴収官等は、納入者に対し口頭をもつて納入の告知をした歳入が国の債権の管理等に関する法律第十三条第一項本文の規定により債権管理官から納入の告知をすべき旨の請求を受けた債権に係るものであるときは、第二十一条の三第一項の規定により債権管理官に回付する領収済の報告書又は第二十一条の三第二項に規定する書面の表面余白に「口頭告知」の印をおすことによりその告知をした旨を債権管理官に通知するものとする。

第十一条に次の一項を加える。

2 歳入徴収官等は、前項の規定により公告をもつて納入の告知をした歳入が国の債権の管理等に関する法律第十三条第一項本文の規定により債権管理官から納入の告知をすべき旨の請求を受けたものであるときは、その内容を明らかにした書類を作成して債権管理官に送付しなければならない。

第十三条第二項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第十五条の二の次に次の三条を加える。

(返納金の納付書の送付)

第十五条の三 歳入徴収官等は、歳出以外の支払金の返納金について第五条の規定により調査決定をしたときは、直ちに第十二条第三項の規定に準じて作成した納付書を納入者に送付しなければならない。

(弁済の充当をした場合の納付書の送付)

第十五条の四 歳入徴収官等は、その収納した歳入の金額を第二十五条の二の規定により充当した場合において元本金額の未納があるときは、直ちにその未納に係る元本金額につき第十二条第三項の規定に準じて作成した納付書にその充当した金額の内訳を附記して、これを納入者に送付しなければならない。

(引継を受けた場合の納付書の送付)

第十五条の五 歳入徴収官等は、第七条第二項の規定により他の歳入徴収官等から引継を受けた歳入につき調査決定をしたときは、各省各庁の所掌事務の異動又は各省各庁の内部における所掌事務の異動によりその引継を受けた場合を除き、直ちに第十二条第三項の規定に準じて作成した納付書を納入者に送付しなければならない。

第十七条中「及び第十三条から前条まで」を、「第十三条から前条まで、第十八条第三項及び第二十一条の二」に改める。

第十八条第二項を次のように改める。

2 歳入徴収官等は、法令その他の定めるところにより納付期限を繰り上げて納入の告知をする場合には、納付期限を繰り上げる旨及びその理由を明らかにして行わなければならない。

3 歳入徴収官等は、納入の告知をした後において、法令その他の定めるところにより納付期限を繰り上げて徴収するときは、納付期限を繰り上げる旨及びその理由を明らかにした納付書を作成

し、納付者に送付しなければならない。

第二十一条中「督促しなければならない。」を「督促するとともに、当該歳入が国の債権の管理等に関する法律第十四条第一項の規定により債権管理官から督促をすべき旨の請求を受けた債権に係るものであるときは、督促をした旨を書面により債権管理官に通知しなければならない。」に改める。

第三章中第二十一条の次に次の二条を加える。

(保証人に対する納付書の送付等)

第二十一条の二 歳入徴収官等は、債権管理事務取扱規則第二十二条第一項の規定により債権管理官から保証人に対する納付の請求をすべき旨の請求を受けたときは、保証人及び債務者の住所及び氏名、歳入科目、納付すべき金額、納付の請求に係る事由、期限及び場所その他納付に関し必要な事項を明らかにした納付書を作成して保証人に送付し、これにより納付すべき旨を保証人に通知するとともに、別紙第二号書式の納付書の原符を債権管理官に回付し、その証印を受けた後、その返付を受けなければならない。この場合において、納付期限は、既に告知をした納付期限と同一の期限とする。

2 第九条第二項ただし書の規定は、前項に規定する納付書の原符の回付について準用する。

(債権管理官に対する消滅の通知)

第二十一条の三 歳入徴収官等は、国の債権(国の債権の管理等に関する法律第二条第一項に規定する国の債権で、同法第三条第一項各号に掲げる債権を除いたものをいう。以下同じ。)に係る歳入金について収入官吏、繰替払等出納官吏、取まとめ郵便局又は日本銀行から領収済の報告書、領収済通知書又は振替済通知書の送付を受けたときは、直ちにこれらの書類を債権管理官に回付

し、証印を受けた後、その返付を受けなければならない。ただし、取まとめ郵便局又は日本銀行から送付された領収済通知書が収入官吏又は繰替払等出納官吏から払い込まれた歳入金に係るものであるときは、この限りでない。

2 第九条第二項ただし書の規定は、前項に規定する書類の回付について準用する。この場合において、第九条第二項ただし書中「納入の告知をした旨」とあるのは、「領収済の旨」と読み替えるものとする。

3 歳入徴収官等は、国の債権に係る歳入金について納入者から法令の規定により国の債務との間において相殺をする旨の申出があつたときは、直ちに納入者の住所及び氏名、納付すべき金額、国の支払うべき金額、相殺額、申出があつた日付並びに当該債務に係る支払事務を担当する支出官又は資金前渡官吏の官職及び氏名その他必要な事項を明らかにした書面を債権管理官に送付しなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(収納すべき金額に足りない収納済歳入額等の登記等)

第二十五条の二 歳入徴収官等は、前三条の場合において、その収納した歳入金の金額が国の収納すべき元本金額と利息、延滞金又は一定の期間に応じて附する加算金(以下「延滞金等」という。)の金額との合計額に足りないときは、法令の定めるところにより順次に、その収納金額を延滞金等及び元本に充当して徴収簿に登記しなければならない。この場合において、延滞金等の金額及び元本金額の順に充当したときは、その充当した金額の内訳を領収済の報告書、領収済通知書若しくは振替済通知書又は第二十一条の三第二項に規定する書面に附記するものとする。

第二十六条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条中「取消の登記をしなければならない。」を

規則(附則)

「取消の登記をすることともに、当該歳入が国の債権に係るものであるときは、その取消の内容を書面により債権管理官に通知しなければならない。」に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

歳入徴収官等は、徴収決定済額で国の債権に係るものについて、債権管理事務取扱規則第三十条の規定により債権管理官から同条第三号から第七号までに掲げる事由に係る通知があつたとき（同規則第三十三条第六号の規定の適用がある場合においては、歳入徴収官等が債権管理官として同規則第三十一条第一項第三号から第七号までに掲げる事由を知つたとき）は、直ちに当該債権に係る歳入について収納ができない事由を明らかにした書類を作成し、不納欠損として整理しようとする旨を明らかにしなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

5 歳入徴収官等は、国の債権に係る歳入について第一項から第三項までの規定により誤びゆうの訂正をした場合において、その訂正の内容が領収年月日、債務者の氏名その他国の債権の管理に關する事務の処理上必要なものであるときは、直ちにその訂正の内容を債権管理官に通知しなければならない。

第四十七条中「第二十一条」を「第二十一条の三」に改める。

別紙第一号書式中「※納付期限」を「※納付期限
※延滞金の計算方法」に、「※納付場所」を「※納付場所
※弁済の充当の順序」に、「上記のとおり納付して下さい。」を「上記のとおり納付して下さい。なお、納付期限までに完納されなかつたときは、延滞金をあわせて納付して下さい。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、納付しなくてもよろしい（延滞金額は、上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計額を該当欄に記入して下さい。）」に改める。

※ 金	万	千	百	十	円	十	銭
※ 金			百	十	万	千	百
※ 延滞金(目)							
合計額							

「国庫轉付の延滞証書の表中「年月日領収」を「上記合計額を年月日領収しました。なお、上記合計額が支払われるべき元本及び領収日までの延滞金の合計金額に不足する場合は、上記合計額は、先ず延滞金に充て、次いで元本に充てることとします。」に改める。

同号轉付書第10中「9」を「12」に改め、同書中の「繰上」とは、同書中の次の三の三号を加える。

3 法令に特別の定のある債権にあつては、領収証書の片中「延滞金に充て、次いで元本に充てる」とあるのは、「元本に充て、次いで延滞金に充てる」と読み替えるものとする。
4 必要に応じ、延滞金に準じて利息又は一定の期間に応じて附する加算金に關する欄、「利息の計算方法」又は「加算金の計算方法」並びに利息又は加算金の納付の請求及び利息又は加算金の金額の充當の文言を設けることができる。

5 各省各庁の組織相互の間において徴収する歳入金並びに歳入金額が1,000円未満の債権及び令第34条第1項第7号に規定する債権に係る歳入金(利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に關する定のある債権に係る歳入金を除く。)については、延滞金及び合計額の欄、「延滞金の計算方法」及び「弁済の充當の順序」並びに延滞金の納付の請求及び延

滞金の金額の充当の文言をまつ消する。

「※納付期限」及び「※延滞金の計算方法」並びに「※納付場所」並びに「※弁済の充当の順序」並びに「上記のとおり納付して下さい。」を「上記のとおり納付して下さい。なお、納付期限までに完納されなかつたときは、延滞金をあわせて納付して下さい。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、納付しなくてもよろしい（延滞金額は、上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計額を該当欄に記入して下さい。）」と改める。

※金	万	千	百	十	円	十	銭
※金							

※金	百	十	万	千	百	十	円
延滞金 ※(目)							
合計額							

「上記合計額を 年 月 日領収しました。なお、上記合計額が支払われるべき元本及び領収日までの延滞金の合計金額に不足する場合は、上記合計額は、先ず延滞金に充て、次いで元本に充てるとします。」と改める。

「9」及び「13」並びに「延滞金の計算方法」並びに「弁済の順序」並びに「延滞金の納付の請求及び利息又は加算金の充当の文言を設けることができる。」

- 法令に特別の定のある債権にあつては、領収証書の片中「延滞金に充て、次いで元本に充てる」とあるのは、「元本に充て、次いで延滞金に充てる」と読み替えるものとする。
- 必要に応じて、延滞金に準じて利息又は一定の期間に応じて附する加算金に関する欄、「利息の計算方法」又は「加算金の計算方法」並びに利息又は加算金の納付の請求及び利息又は加算金の金額の充当の文言を設けることができる。

5 各省各庁の組織相互の間において徴収する歳入金並びに歳入金額が1,000千円未満の債権及び令第34条第1項第7号に規定する債権に係る歳入金(利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権に係る歳入金を除く。)については、延滞金及び合計額の欄、「延滞金の計算方法」及び「弁済の順序」並びに延滞金の納付の請求及び延滞金の金額の充当の文言をまつ消する。

6 第21条の2の規定より作成する納付書にあつては、本書式の各片中「※納付目的」とあるのは、「※主たる債務者の住所及び氏名」と読み替えるものとする。

「至急納付して下さい。」並びに「至急納付して下さい。なお、納入告知書又は納付書に記載したところにより計算した利息、延滞金又は加算金の金額をあわせて納付して下さい。」並びに「備考」を次のように改める。

- 督促前において納入者が延滞金、利息又は一定の期間に応じて附する加算金を含む債務金額の一部の弁済があつた場合において、その弁済金額を法令の定めるところにより延滞金、利息又は加算金及び元本の順に充当したものであるについては、その充当した旨及び充当した金額の内訳を督促状に附記しなければならない。
- 督促文は必要に応じて適宜修正することができる。
- 支出官事務規程の一部を次のように改正する。
目次中「小切手の振出」を「小切手の振出等」に改める。
第二章の標題を次のように改める。
第二章 小切手の振出等
第十条の次に次の一条を加える。

規則(附則)

第十条の二 支出官は、その所掌に属する支払金に係る債務について、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十二條第二項の規定により相殺又は充当をしたときは、直ちに相手方の住所及び氏名又は名称、国の支払うべき金額、相手方の納付すべき金額、相殺額又は充当額、相殺又は充当をした日付、相殺又は充当をした国の債権に係る歳入徴収官(分任歳入徴収官を含む。以下同じ。)、支出官又は出納官吏の官職及び氏名その他必要な事項を明らかにした書面を債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ。)に送付しなければならない。

支出官は、前項の場合において、その相殺をする国の債権が歳出その他の支払金の返納金に係るものであり、かつ、当該返納金に利息、延滞金又は一定の期間に応じて附する加算金(以下「延滞金等」という。)が附せられているときは、先ず返納金について相殺をし、次いで延滞金等について相殺をするものとする。

第二十四条第二号中「(分任歳入徴収官を含む。以下同じ。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 支出官が他の支出官又は日本銀行に預託金を有する出納官吏から返納告知書、納付書又は返納請求書の交付を受け、これに基いて歳出の金額に戻し入れ、又は預託金に払い込むとき

第二十五条第二項中「前条第二号又は第四号の二」を「前条第二号、第二号の二又は第四号の三」に、「納税告知書若しくは納付書」を「納税告知書、返納告知書、納付書若しくは返納請求書」に改める。

第三十一条第一項中「納入告知書、返納告知書又は納付書」及び「返納告知書又は納付書」を「納入告知書又は納付書」に改め、同条第二項中「歳出の金額に返納を受ける支出官名」を「歳出その他の支払金の金額に返納を受ける支出官若しくは出納官吏名」に、「及び項を」を「及び項を、又は預託金と」に、「返納告知書」を「納入告知書」に改め、同条第三項中「納入告知書、返納告知書又は納付書」を「納入告知書又は納付書」に改める。

入告知書又は納付書」に、「歳出の金額に返納を受ける支出官」を「債権管理官」に改める。

第三十二条第一項中「その収納し又は返納させるべき金額が相殺額を超過したものについては、」の下に「第十条の二に規定する手続をとつたものを除き、」を加え、「又は歳出の金額に返納を受ける他の支出官」を削り、同条第二項中「納入告知書、返納告知書又は納付書」を「納入告知書又は納付書」に改める。

第四十条第一項中「第三十四条の規定により、」を「第三十四条ただし書の規定により国の内部における支出について」に、「返納者」を「返納をすべき職員」に改める。

第四十条の二第四項中「返納者」を「返納をすべき職員」に、「納付書を作成」を「第九号の二書式の納付書を作成」に、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同条第一項から第三項までを削る。

10 出納官吏事務規程の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 支払」を「第四節 支払等」に、「第六節 証明」を「第六節 返納金の戻入」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。
 第一条の二 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、資金前渡官吏の支払に係る返納金又はその延滞金若しくは一定の期間に応じて附する加算金を歳入として収納する場合には、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十九条第一項又は同法第四十条の二第一項の規定により当該資金前渡官吏を収入官吏に命ずるものとする

第三十一条中「(昭和二十二年法律第三十五号)」を削り、第一号の次に次の一号を加える。
 一の二 資金前渡官吏が、他の出納官吏から返納請求書の交付を受け、これに基いて日本銀行に預託した金額の中から当該他の出納官吏の預託金に払い込むとき

規則(附則)

第三十二条第二項中「納税告知書若しくは納付書を、」の下に「前条第一号の二の場合において発する国庫金振替書には、返納請求書、」を加える。

第三十六条第一項中「出納官吏に資金を送付」を「出納官吏から返納請求書の交付を受け、これに基いて当該預託金に払込をし、又は当該出納官吏に資金を送付」に改める。

第四節の標題を次のように改める。

第四節 支払等

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 資金前渡官吏は、その所掌に属する支払金に係る債務について、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十二条第二項の規定により相殺又は充当をしたときは、直ちに相手方の住所及び氏名又は名称、国の支払うべき金額、相手方の納付すべき金額、相殺額又は充当額、相殺又は充当をした日付、相殺又は充当をした国の債権に係る歳入徴収官、支出官又は出納官吏の官職及び氏名その他必要な事項を明らかにした書面を債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ。)に送付しなければならない。

資金前渡官吏は、前項の場合において、その相殺をする国の債権が歳出その他の支払金の返納金に係るものであり、かつ、当該返納金に利息、延滞金又は一定の期間に応じた附する加算金(以下「延滞金等」という。)が附せられているときは、先ず返納金について相殺をし、次いで延滞金等について相殺をするものとする。

第三章第四節中第五十二条の三の次に次の一条を加える。

第五十二条の四 資金前渡官吏は、その所掌に属する支払金に係る返納金について、これを戻入することができる期間内に、返納者から納入告知書又は納付書を添えて当該返納金の納付を受けた

ときは、これを収納して領収証書を返納者に交付し、領収済通知書を債権管理官に送付しなければならない。

第五十五条第三項中「歳出の返納金」を「歳出その他の支払金の返納金」に、「その歳出の金額に返納を受ける支出官」を「債権管理官」に改める。

第五十六条第二項中「資金前渡官吏は、」の下に「第四十一条の二第一項に規定する手続をとつたものを除き、」を加え、「又は歳出の金額に返納を受ける支出官」を削る。

第五十八条中「その前渡を受けた資金につき、」を削り、「支出官又は歳入徴収官」を「支出官、歳入徴収官又は出納官吏」に、「又は納付書」を、「納付書又は返納請求書」に改める。

第三章中第六節の標題を「第七節 証明」に改め、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 返納金の戻入

第五十八条の二 資金前渡官吏が支払つた金額に係る返納金は、これをその支払つた金額に戻し入れることができる。ただし、重大な過失により誤払過渡となつた金額に係る返納金又は当該資金前渡官吏が毎会計年度所屬の歳出金を支払うことができる期限経過後収納された返納金(日本銀行国庫金取扱規程(昭和二十二年大蔵省令第九十三号)第三十九条第二項又は第三項に規定する手続をとつたものを除く。)については、この限りでない。

資金前渡官吏は、前項本文の規定によりその支払つた金額に戻し入れることができる返納金が国の内部における支払に基くものであるときは、第十四号の二書式の返納請求書を作成してその返納をすべき職員に送付しなければならない。

資金前渡官吏は、前項の規定により返納請求書を発した返納金で毎会計年度所屬の歳出金を支払うことができる期限までに収納済とならなかつたものについては、当該期限経過後直ちにそ

規則(附則)

の金額、年度、歳出科目、返納すべき職員の官職及び氏名を歳入徴収官に報告しなければならない。
第六十五条中「第五十九条、第六十条及び」を「第五十八条の二第一項本文及び第二項、第五十九
条、第六十条並びに」に改める。

第八十三条第一項中「れい、入請求書」を「預託金送金取消請求書」に、「預託金に戻入を請求」を「当
該送金又は振込の取消を請求」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

第四十七条の規定は、前項の場合について準用する。

第四十四条、第四十五条第一項及び第四十七条の規定は、日本銀行国庫金取扱規程第三十九条第
二項の規定により預託金の受入済通知書の送付を受けた場合について準用する。

第十四号書式の次に次の書式を加える。

第十四号の二書式

返納請求書		領収済通知書		領収証書	
第 号	預託金	第 号	預託金	第 号	預託金
金	円	金	円	金	円
上記金額を直ちに返納して 下さい。 納付場所 年 月 日 (資金前渡官吏又は代理資金 前渡官吏 官 職 氏 名(印)) 返納をすべき職員 官 職 氏 名(印) 日本銀行		上記金額を受け入れまし た。 年 月 日 (日本銀行 店(印)) あて先 (資金前渡官吏又は代理資金 前渡官吏 官 職 氏 名 及び所属庁所在地) 返納をすべき職員 官 職 氏 名(印) 日本銀行		上記金額を領収しました。 年 月 日 (資金前渡官吏又は代理資金 前渡官吏 官 職 氏 名(印)) あて先 (日本銀行 店(印)) 返納をすべき職員 官 職 氏 名(印) 日本銀行	

備考 1 用紙の寸法は、各片とも日本標準規格A列6とする。

2 必要に応じて返納請求書の原付を設けるものとする。

3 日本銀行に預託金を有しない資金前渡官吏の支払金に係る返納金にあつては「預託金」とあるのは、「前渡資
金」と読み替え、かつ、返納請求書の片中返納金戻入店の欄及び領収済通知書の片を省略するものとする。

第十九号書式中「れい入請求書」を「預託金送金取消請求書」に、「取り消し」、「何某」の口座にれい
入されたい。」を「取り消されたい(取消済の上は、預託金に受入の手続をするものとすること。)」と
改める。

11 日本銀行国庫金取扱規程の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

日本銀行は、第二十五条第一項又は第三十九条の二第一項に規定する場合において、返納金に
附される延滞金又は一定の期間に応じて附する加算金の納付を受けたときは、これらの規定によ
り領収の手続をすることにも、延滞金領収済通知書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しな
ければならぬ。

第十九条第一項中「当該年度の記載のある返納告知書」を「債権管理官(代理債権管理官及び分任
債権管理官を含む。以下同じ。)又は支出官が発した当該年度の記載のある納入告知書、返納告知
書」に、「返納告知書又は納付書及び領収証書」を「納入告知書、返納告知書又は納付書及び領収証
書」に改め、「支出官及び」を削り、同条第二項中「返納告知書」を「債権管理官又は支出官が発した
納入告知書、返納告知書」に改める。

第二十五条第一項及び第二項中「返納告知書」を「債権管理官又は支出官が発した納入告知書、返
納告知書」に改め、同条第三項中「返納告知書又は納付書」を「納入告知書、返納告知書又は
納付書により戻入を受けるに、「支出官に送付し」を「債権管理官の発行に係るものにあつては債権
管理官に、支出官の発行に係るものにあつては支出官に送付し」に、「他店がその支出官」を「他店が
納入告知書、返納告知書又は納付書により戻入を受ける支出官」に改め、同条第四項中「支出官」を

規則(附則)

「債権管理官の発行に係るものにあつては債権管理官に、支出官の発行に係るものにあつては支出官」に改める。

第三十三条中「支出官事務規程第四十条又は第四十条の二第四項の規定により支出官から」を「債権管理官又は支出官から納入告知書、」に改める。

第三十九条第一項中、「第三十一条及び第三十三条」を「及び第三十一条」に、同条第二項中「その小切手の振出年月日、番号、金額及び債権者名をその出納官吏に報告」を「第四号の三書式の払込書によりその支払を終らない金額に相当する金額を出納官吏の預託金に受け入れ、受入済通知書を出納官吏に送付」に改め、同条に次の一項を加える。

日本銀行は、出納官吏事務規程第八十三条第一項の規定により出納官吏から預託金送金取消請求書の送付を受けたときは、その支払を終らないものについて送金を取り消し、その支払を終らない金額に相当する金額を出納官吏の預託金に受け入れ、受入済の旨を出納官吏に通知しなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 日本銀行は、預託金に係る返納金について返納者から債権管理官又は出納官吏の発した納入告知書、納付書又は返納請求書を添え、現金の納付を受けたときは、これを領収し、領収証書を返納者に交付しなければならない。

日本銀行は、支出官又は出納官吏から債権管理官又は出納官吏の発した納入告知書、納付書又は返納請求書を添え、国庫金振替書の交付を受けたときは、振替受入の手続をし、振替済書その支出官又は出納官吏に交付しなければならない。

日本銀行は、前二項の場合において、自店が当該納入告知書、納付書又は返納請求書に基いて返納を受ける出納官吏の預託金の取扱店である場合には、返納金額に相当する金額を当該出納官

吏の預託金に受け入れ、領収済通知書又は振替済通知書を債権管理官又は出納官吏に送付し、他店が納入告知書、納付書又は返納請求書により返納を受ける出納官吏の預託金の取扱店である場合には、領収済通知書又は国庫金振替書(受入書)を添え、その旨をその取扱店に通知しなければならない。ただし、告知書、納付書、請求書又は国庫金振替書に電信戻入を要する旨の記載のあるときは、電信でその通知をするものとする。

前項の通知を受けた日本銀行は、その金額を預託金に受け入れ、領収済通知書又は振替済通知書を債権管理官又は出納官吏に送付しなければならない。

第四十二条の七第二項中「第三十九条第二項」の下に「及び第三項」を、「これを準用する。」の下に「この場合において、同条第二項及び第三項中「預託金」とあるのは、「保管金」と読み替えるものとする。」を加える。

第四号の二書式の次に次の書式を加える。

第四号の三書式

受入済通知書		払込書	
第 号	出納官吏名	第 号	出納官吏名
	円		円
送金資金一年経過分 内訳別紙のとおり 上記の金額を領収しました。		送金資金一年経過分 内訳別紙のとおり 上記の金額を払い込みました。	
年 月 日	日本銀行(何店) ㊟	年 月 日	日本銀行(何店) ㊟
出納官吏あて		日本銀行(何店)あて	

用紙寸法 日本標準規格A列6

規則(附則)

12 日本銀行の公社等預託金取扱規程(昭和二十五年大蔵省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第十六条の二第二項中「歳入徴収官の発行した納入告知書若しくは納付書又は支出官の発行した返納告知書若しくは納付書」を「歳入徴収官又は債権管理官の発行した納入告知書又は納付書」に、「振替済通知書」とあるのは「振替済通知書に代えて領収済通知書」を、「振替済通知書を振替を受ける者に送付」とあるのは「振替済通知書に代えて領収済通知書を歳入徴収官又は債権管理官に送付」に改める。

第二十条の九及び第二十一条の九中「歳入徴収官の発行した納入告知書若しくは納付書又は支出官の発行した返納告知書若しくは納付書」を「歳入徴収官又は債権管理官の発行した納入告知書又は納付書」に改める。

13 大蔵省組織規程(昭和二十四年大蔵省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「及び物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第十二条第二項」を、「物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第九條第二項」に改める。

第六十一条第一項第一号中「及び物品管理法」を、「物品管理法及び国の債権の管理等に関する法律」に改め、同項第四号中「物品」の下に「及び債権」を加える。

第六十一条第二項中「及び物品管理法第十二条第二項」を、「物品管理法第十二条第二項及び国の債権の管理等に関する法律第九條第二項」に改める。

第六十八条第二号中「定期貸債権」を「従前の定期貸債権」に改める。

第七十一条第一項第八号中「及び物品管理法」を、「物品管理法及び国の債権の管理等に関する法

律」に改め、同項第十一号中「物品」の下に「及び債権」を加える。

第七十三条第十七号中「定期貸債権」を「従前の定期貸債権」に改める。

別表第一

債権の発生年度区分

債権の区分	発生年度の区分
1 令第八条各号に掲げる債権	同条各号の規定により債権管理簿に記載すべき日の属する年度。ただし、同条第一号かつこ書に該当する債権にあつては、当該各年度の四月中に到来する利払期又は履行期限の属する年度。
2 法第十二条第一号に規定する契約その他の行為により発生し、又は国に帰属する債権(前項に該当する債権を除く。)	当該契約の締結をした日又は当該行為をした日の属する年度(債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属した日の属する年度)。
3 不当利得による返還金又は損害賠償金に係る債権	当該請求権の発生の原因となる事実のあつた日の属する年度。
4 法令の規定に基づき国のためにした契約に関して発生し、又は国に帰属した債権(前三項に該当する債権を除く。)	当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属した日の属する年度。
5 法令の規定により一定の事由により発生する債権であつて前各項に該当するもの以外のもの。	当該法令において定められた履行期間の初日の属する年度。

別表第二

第十一条第二項の規定による債権の種類

一 歳入金に係る債権

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項(特別会計に属する債権にあつては、款及び項)に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるもののほか、各省各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるところにより目に区分する。

規則(附則)

1 手数料の類

授業料債権

免許料及び手数料債権

収容課金債権

2 負担金の類

公共事業費負担金債権

特別鉦害復旧受益者負担金債権

公社恩給負担金債権

旧軍人等医療費負担金債権

けい肺及び外傷性せき髄負担金債権

3 納付金の類

日本専売公社納付金債権

日本銀行納付金債権

国民金融公庫納付金債権

住宅金融公庫納付金債権

農林漁業金融公庫納付金債権

中小企業金融公庫納付金債権

日本中央競馬会納付金債権

恩給法納付金債権

価格差益及び価格等割増差額納付金債権

1 手数料の類

授業料債権

免許料及び手数料債権

収容課金債権

2 負担金の類

公共事業費負担金債権

特別鉦害復旧受益者負担金債権

公社恩給負担金債権

旧軍人等医療費負担金債権

けい肺及び外傷性せき髄負担金債権

3 納付金の類

日本専売公社納付金債権

日本銀行納付金債権

国民金融公庫納付金債権

住宅金融公庫納付金債権

農林漁業金融公庫納付金債権

中小企業金融公庫納付金債権

日本中央競馬会納付金債権

恩給法納付金債権

価格差益及び価格等割増差額納付金債権

保険回収金納付金債権

特別輸入利益納付金債権

特別鉦害復旧納付金債権

4 保険料及び掛金の類

保険料債権

再保険料債権

掛金債権

5 財産売却代の類

土地売却代債権

立木竹売却代債権

建物売却代債権

工作物売却代債権

船舶売却代債権

機械売却代債権

証券売却代債権

製品売却代債権

食糧売却代債権

農産物等売却代債権

林産加工品売却代債権

不用物品売却代債権

規則(附則)

物件充払代債権

6 財産貸付料及び使用料の類

公務員宿舍使用料債権

寄宿料債権

物件貸付料債権

物件使用料債権

財産利用料債権

7 配当金の類

配当金債権

8 費用弁償金及び立替金返還金の類

費用弁償金債権

立替金返還金債権

9 委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類

刑務作業費債権

病院等療養費債権

受託調査及び試験手数料債権

受託手数料債権

10 貸付金回収金の類

奄美群島復興事業費貸付金債権

自衛隊学資貸与金債権

移住者渡航費貸付金債権

帰国費貸付金債権

日本育英会貸付金債権

消費生活協同組合貸付金債権

母子福祉資金貸付金債権

国民健康保険再整備備資金貸付金債権

開拓者貸付金債権

定期貸債権

すえ置貸債権

11 利得償還金の類

返納金債権

利得償還金債権

12 損害賠償金の類

延滞金債権

追徴金債権

加算金債権

弁償金債権

損害賠償金債権

13 利息の類

利息債権

規則(附則)

延納利息債権

14 金銭引渡請求権の類

金銭引渡請求権債権

二 歳入金に係る債権以外の債権(三に掲げるものを除く。)

次に掲げるところにより部、款、項及び目に分する。

部	款	項	目
歳入外債権	歳出戻入金債権	歳出戻入金債権	返納金債権
	前渡資金返納金債権	前渡資金返納金債権	返納金債権
	繰替払等資金返納金債権	繰替払等資金返納金債権	返納金債権
	簡易保険及び郵便年金特別会計債権	保険勘定債権	保険料債権
		年金勘定債権	諸収入債権
		掛金債権	掛金債権
		諸収入債権	諸収入債権
	国庫余裕金公社貸付金債権	国庫余裕金日本専売公社貸付金債権	国庫余裕金日本専売公社貸付金債権
		国庫余裕金日本国有鉄道貸付金債権	国庫余裕金日本国有鉄道貸付金債権
		国庫余裕金日本電信電話公社貸付金債権	国庫余裕金日本電信電話公社貸付金債権

三 特別調達資金に属する債権

次に掲げるところにより部、款及び項に分し、更に、内閣総理大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより目に分する。

部	款	項
特別調達資金債権	調達資金受入金債権	合衆国政府受入金債権
		派遣国政府受入金債権
	諸収入債権	諸収入債権

別表第三

第四十一条の規定による債権の種類

一 歳入金に係る債権

別表第二中歳入金に係る債権に関する規定に準じて、款、項及び目に分する。

二 歳入金に係る債権以外の債権

次に掲げるところにより部、款及び項又は款及び項に分し、更に、各省各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるところにより目に分する。

部	款	項
1 国税収納金整理資金に属する債権	国税収納金整理資金債権	歳入組入収納金債権
		各税受入金債権
		各税返納金債権
		滞納処分費等受入金債権
		特定返納金受入金債権
2 資金運用部資金に属する債権	資金運用部資金債権	歳入組入外収納金債権
		特定返納金受入金債権

資金運用部資金債権 政府関係機関貸付金債権

規則(附則)

- 地方公共団体貸付金債権
- 特別法人貸付金債権
- 電源開発株式会社貸付金債権
- 諸貸付金債権
- 3 外国為替資金に属する債権
 - 款
 - 項
 - 外国為替資金債権
 - 特別決済勘定貸越金債権
 - 取立未済外国為替等債権
 - 仮払金債権
- 4 簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金に属する債権
 - 款
 - 項
 - 簡易生命保険及郵便年金 政府関係機関貸付金債権
 - 特別会計積立金債権 公共団体貸付金債権
 - 特別法人貸付金債権
 - 契約者貸付金債権
- 5 特別の法律による委任経理に係る債権
 - 部
 - 款
 - 項
 - 委任経理資金債権 日本学士院委任経理資金債権
 - 委任経理奨学資金債権

別紙第1号書式

債権整理簿

年月日	発年	生度	債者	務名	債権の類	発原	生因	債金	権額	履期	行限	消滅日	通知者名	債権管理簿に記載できたかどうか	債権管理官印

備考 用紙の大きさは、日本標準規格B列5とする。ただし、必要があるときは、この規格によらないことができる。

別紙第3号書式

<p>納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(債権管理官代理債権管理官 又は 分任債権管理官官職氏名)</p>	<p>納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり納付して下さい。なお納付限までに完納されなかつたときは、延滞金あわせて納付して下さい。ただし、延滞金が100円未満の場合には、納付しなくてもろしい(延滞金額は上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計額を該当欄に記して下さい。)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(債権管理官、代理債権管理官 又は 分任債権管理官官職氏名)</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">返納を受ける 支払事務担当 職員</td> <td style="padding: 2px;">(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)</td> </tr> </table>	返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">返納を受ける 支払事務担当 職員</td> <td style="padding: 2px;">(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)</td> </tr> </table>	返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)				
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)				
<p>返納金戻入店</p> <p style="text-align: right;">日本銀行 店</p>	<p>返納金戻入店</p> <p style="text-align: right;">日本銀行 店</p>				

備考

- 1 用紙の寸法は、各片とも日本標準規格B列6とする。
- 2 延滞金額、合計額及び領収者名並びに延滞金納付控書及び延滞金領収済通知書の年度区分
- 3 特別会計にあつては、科目欄は適宜必要な科目区分(勘定区分を含む。)によることができる
- 4 資金名は、「預託金」と記入する。ただし、日本銀行に預託金を有しない出納官吏の支払金
- 5 必要に応じ、延滞金に準じて一定の期間に応じて附する加算金に関する欄、「加算金の計算
- 6 債権金額が1,000円未満のもの及び令第34条第1項第7号に規定する債権(利息を附する
済の充当の順序)並びに延滞金の納付の請求及び延滞金の金額の充当の文言をまつ消する。

別紙第2号書式

返納金納入告知書(原符)	
返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序	
年 月 日	
(債権管理官代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
返納金戻入店 日本銀行 店	

返納金納入告知書	
返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序 上記のとおり納付して下さい。なお納付期限までに完納されなかつたときは、延滞金をあわせて納付して下さい。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、納付しなくてもよろしい(延滞金額は上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計額を該当欄に記入して下さい。)。	
年 月 日	
(債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
返納金戻入店 日本銀行 店	

領 取 済 通 知 書	
返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
年 月 日 収納	
領 取 者 (所属庁名、官職氏名) (日本銀行、取引店又は預託金の取扱店名)	
あて先 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
領 取 店 日本銀行 店	

延滞金納付控書	
返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
金	空 欄
延滞金 (目)	百 十 万 千 百 十 円
合計額	空 欄
納付期限 納付場所 弁済の充当の順序	
年 月 日	
(歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
あて先 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	
(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	
領 取 店 日本銀行 店	

延滞金領取済通知書	
返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
金	空 欄
延滞金 (目)	百 十 万 千 百 十 円
合計額	空 欄
年 月 日 収納 領 取 者 (所属庁名、官職氏名) (日本銀行取扱店)	
あて先 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	
(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	
領 取 店 日本銀行 店	

備 考

- 1 用紙の寸法は、各片とも日本標準規格B列6とする。
- 2 延滞金額、合計額及び領取者名並びに延滞金納付控書及び延滞金領取済通知書の年度区分以外の事項は、債権管理官等において記入する。

返納金納入告知書(原符)

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序	
年 月 日 (債権管理官代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
返納金戻入店 日本銀行 店	

返納金納入告知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序 上記のとおり納付して下さい。なお納付期限までに完納されなかつたときは、延滞金をあわせて納付して下さい。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、納付しなくてもよろしい(延滞金額は上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計額を該当欄に記入して下さい。)	
年 月 日 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名 ㊟)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
返納金戻入店 日本銀行 店	

領 取 済 通 知 書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
年 月 日 収納 領 取 者 (所属庁名、官職氏名 ㊟) (日本銀行、取引店又は預託金の取扱店名 ㊟)	
あて先 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
領 取 店 日本銀行 店	

延滞金納付控書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
納付期限 納付場所 弁済の充当の順序	
年 月 日 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

延滞金領取済通知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
年 月 日 収納 領 取 者 (所属庁名、官職氏名 ㊟) (日本銀行取扱店 ㊟)	
あて先 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

備 考

- 1 用紙の寸法は、各片とも日本標準規格B列6とする。
- 2 延滞金額、合計額及び領取者名並びに延滞金納付控書及び延滞金領取済通知書の年度区分以外の事項は、債権管理官等において記入する。
- 3 特別会計にあつては、科目欄は適宜必要な科目区分(勘定区分を含む。)によることができる。
- 4 資金名は、「預託金」と記入する。ただし、日本銀行に預託金を有しない出納官吏の支払金に係る返納金にあつては、「前渡資金」又は「繰替払等資金」と記入する。
- 5 必要に応じ、延滞金に準じて一定の期間に応じて附する加算金に関する欄、「加算金の計算方法」並びに加算金の納付の請求及び加算金の金額の充当の文言を設けることができる。
- 6 債権金額が1,000円未満のもの及び令第34条第1項第7号に規定する債権(利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。)については、延滞金納付控書及び延滞金領取済通知書を省略し、かつ、他の各片中延滞金の充当の順序並びに延滞金の納付の請求及び延滞金の金額の充当の文言をまつ消す。

返納金納入告知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序 上記のとおり納付して下さい。なお納付期限までに完納されなかつたときは、延滞金をあわせて納付して下さい。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、納付しなくてもよろしい(延滞金額は上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計額を該当欄に記入して下さい。) 年 月 日 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名) (印)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
返納金戻入店 日本銀行 店	

領収済通知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
年 月 日 収納 領 収 者 (所属庁名、官職氏名印) (日本銀行、取引店又は 預託金の取扱店名 (印))	
あて先 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
領 収 店 日本銀行 店	

延滞金納付控書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
空 欄	
延滞金 (目)	百 十 万 千 百 十 円
空 欄	
納付期限 納付場所 弁済の充当の順序	
年 月 日 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

延滞金領収済通知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
空 欄	
延滞金 (目)	百 十 万 千 百 十 円
空 欄	
年 月 日 収納 領 収 者 (所属庁名、官職氏名印) (日本銀行取扱店 (印))	
あて先 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

領 収 証 書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)	注 意
(氏名又は名称)	(会 計 名)	
(部局等名及び項)又は(資金名)		納付金額を納付するときにはこの返納金納入告知書の各片を切り取らずに納付場所に納付して下さい。 なお納付したときは必ず領収者から領収証書を受け取つて下さい。
(所管名)	(取扱庁名)	
金	百 十 万 千 百 十 円	上記合計額を 年 月 日 領収しました。なお、上記合計額が支払われるべき元本及び領収日までの延滞金の合計金額に不足する場合は、上記合計額は先ず元本に充て、次いで延滞金に充てることとします。
延滞金 (目)		
合計額		領 収 者 (所属庁名 官職氏名 印) (日本銀行 取扱店名 (印))
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	

返納金納入告知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序 上記のとおり納付して下さい。なお納付期限までに完納されなかつたときは、延滞金をあわせて納付して下さい。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、納付しなくてもよろしい(延滞金額は上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計額を該当欄に記入して下さい。) 年 月 日 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名 ㊟)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
返納金戻入店 日本銀行 店	

領収済通知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金	百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	
合計額	
年 月 日 収納 領 収 者 (所属庁名、官職氏名 ㊟) (日本銀行、取引店又は 預託金の取扱店名 ㊟)	
あて先 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
領 収 店 日本銀行 店	

延滞金納付控書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
空 欄	
延滞金 (目)	百 十 万 千 百 十 円
空 欄	
納付期限 納付場所 弁済の充当の順序	
年 月 日 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

延滞金領収済通知書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)
(氏名又は名称)	(会 計 名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主管又は所管名)	(取扱庁名)
空 欄	
延滞金 (目)	百 十 万 千 百 十 円
空 欄	
年 月 日 収納 領 収 者 (所属庁名、官職氏名 ㊟) (日本銀行取扱店 ㊟)	
あて先 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

領 収 証 書

返納者 (住所)	第 号 (年度区分)	注 意
(氏名又は名称)	(会 計 名)	納付金額を納付するときにはこの返納金納入告知書の各片を切り取らずに納付場所に納付して下さい。 なお納付したときは必ず領収者から領収証書を受け取つて下さい。
(部局等名及び項)又は(資金名)		
(所管名)	(取扱庁名)	
金	百 十 万 千 百 十 円	
延滞金 (目)		
合計額		
上記合計額を 年 月 日 領収しました。なお、上記合計額が支払われべき元本及び領収日までの延滞金の合計金額に不足する場合は、上記合計額は先ず元本に充て、次いで延滞金に充てることとします。		
領 収 者 (所属庁名 官職氏名 ㊟) (日本銀行 取扱店名 ㊟)		
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	

列6とする。

滞金納付控書及び延滞金領収済通知書の年度区分以外の事項は、債権管理官等において記入する。

な科目区分(勘定区分を含む。)によることできる。

日本銀行に預託金を有しない出納官吏の支払金に係る返納金にあつては、「前渡資金」又は「繰替払等資金」と記入する。

に応じて附する加算金に関する欄、「加算金の計算方法」並びに加算金の納付の請求及び加算金の金額の充当の文言を設けることできる。

4条第1項第7号に規定する債権(利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。)については、延滞金納付控書及び延滞金領収済通知書を省略し、かつ、他の各片中延滞金及び合計額の欄、「延滞金の計算方法」及び「弁済及び延滞金の金額の充当の文言をまつ消する。

区納金納付書

第
(年度区)
(会計)

等名及び項)又は(資金名)

管 名) (取扱庁)

百	十	万	千	百


期限
 計算方法
 場所
 当の順序
 とおり納付して下さい。なお納付
 完納されなかつたときは、延滞
 付して下さい。ただし、延滞金
 備の場合には、納付しなくても、
 滞金額は上記の計算方法によつ
 滞金額及び合計金額を該当欄に
 い。)

月 日
 理官、代理債権管理官又は分任
 職氏名

ける
 担当 (支出官又は何出納官吏
 (官 職 氏 名)

受入店
 日本銀行

本書式中「納付期限」とあるのは



別紙第3号書式

返納金納付書(原符)	返納金納付書	領収済通知書	延滞金納付控書	延滞金領収済通知書	返納
返納金納付書(原符)	返納金納付書	領収済通知書	延滞金納付控書	延滞金領収済通知書	返納
返納者 (住所) (氏名又は名称)	返納者 (住所) (氏名又は名称)	返納者 (住所) (氏名又は名称)	返納者 (住所) (氏名又は名称)	返納者 (住所) (氏名又は名称)	返納者 (住所) (氏名又は名称)
第 号 (年度区分) (会計名)	第 号 (年度区分) (会計名)	第 号 (年度区分) (会計名)	第 号 (年度区分) (会計名)	第 号 (年度区分) (会計名)	第 号 (年度区分) (会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	(部局等名及び項)又は(資金名)	(部局等名及び項)又は(資金名)	(部局等名及び項)又は(資金名)	(部局等名及び項)又は(資金名)	(部局等名及び項)又は(資金名)
(所 管 名) (取扱庁名)	(所 管 名) (取扱庁名)	(所 管 名) (取扱庁名)	(主管又は所管名) (取扱庁名)	(主管又は所管名) (取扱庁名)	(所 管 名) (取扱庁名)
金 百 十 万 千 百 十 円	金 百 十 万 千 百 十 円	金 百 十 万 千 百 十 円	空 欄	空 欄	金 百 十 万 千 百 十 円
延滞金 (目)	延滞金 (目)	延滞金 (目)	延滞金 (目)	延滞金 (目)	延滞金 (目)
合計額	合計額	合計額	空 欄	空 欄	合計額
納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序	納付期限 延滞金の計算方法 納付場所 弁済の充当の順序 上記のとおり納付して下さい。なお納付期限までに完納されなかつたときは、延滞金を合せて納付して下さい。ただし、延滞金額が100円未満の場合には、納付しなくてもよろしい(延滞金額は上記の計算方法によつて計算し、延滞金額及び合計金額を該当欄に記入して下さい。)	年 月 日 収納 領 収 者 (所属庁名 官職氏名 印) (日本銀行 取引店 又は 預託金の取扱店名 印)	納付期限 納付場所 弁済の充当の順序	年 月 日 収納 領 収 者 (所属庁名 官職氏名 印) (日本銀行 取扱店名 印)	上記合計額 た。なお、 及び領収日 る場合は、 次いで延滞 領 収
年 月 日 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名)	年 月 日 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名 印)	あて先 (債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名及び所属庁所在地)	年 月 日 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	あて先 (歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員 (支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	返納を受ける 支払事務担当 職員 (支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	返納を受ける 支払事務担当 職員 (支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	返納を受ける 支払事務担当 職員 (支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	返納を受ける 支払事務担当 職員 (支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	返納を受け 支払事務担当 職員
返納金戻入店 日本銀行 店	返納金戻入店 日本銀行 店	領 収 店 日本銀行 店			

備 考

- 1 第2号書式備考は、本書式に準用する。
- 2 第22条第2項の規定により作成する納付書にあつては、本書式中「納付期限」とあるのは、「主たる債務者の住所及び氏名又は名称」と読み替えるものとする。

返納金納付書

納者	第 号
(住所)	(年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金(目)	
合計額	
期 限	
の計算方法	
場 所	
充当の順序	
のとおりに納付して下さい。なお納付期に完納されなかつたときは、延滞金を納付して下さい。ただし、延滞金額が未満の場合には、納付しなくてもよろ延滞金額は上記の計算方法によつて計延滞金額及び合計金額を該当欄に記入下さい。	
年 月 日	
管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名 ()	
受ける 務担当	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
金戻入店	日本銀行 店

領収済通知書

返納者	第 号
(住所)	(年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(所 管 名)	(取扱庁名)
金 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金(目)	
合計額	
年 月 日 収納	
領 収 者	
(所属庁名 官職氏名 ())	
(日本銀行 取引店又は 預託金の取扱店名 ())	
あて先	
(債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)
領 収 店	日本銀行 店

延滞金納付控書

返納者	第 号
(住所)	(年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主 管 又は 所 管 名)	(取扱庁名)
空 欄	
延滞金(目)	百 十 万 千 百 十 円
空 欄	
納 付 期 限	
納 付 場 所	
弁済の充当の順序	
年 月 日	
(歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

延滞金領収済通知書

返納者	第 号
(住所)	(年度区分)
(氏名又は名称)	(会計名)
(部局等名及び項)又は(資金名)	
(主 管 又は 所 管 名)	(取扱庁名)
空 欄	
延滞金(目)	百 十 万 千 百 十 円
空 欄	
年 月 日 収納	
領 収 者	
(所属庁名 官職氏名 ())	
(日本銀行取扱店名 ())	
あて先	
(歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名及び所属庁所在地)	
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)

領 収 証 書

返納者	第 号	注 意
(住所)	(年度区分)	納付金額を納付するときは、この返納金納付書の各片を切り取り、必ず領収者から領収証書を受け取つて下さい。なお、納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取つて下さい。
(氏名又は名称)	(会計名)	
(部局等名及び項)又は(資金名)		
(所 管 名)	(取扱庁名)	
金 百 十 万 千 百 十 円		
延滞金(目)		
合計額		
上記合計額を 年 月 日 領収しました。なお、上記合計額が支払われるべき元本及び領収日までの延滞金の合計金額に不足する場合は、上記合計額は、先ず元本に充て、次いで延滞金に充てることとします。		
領 収 者		
(所属庁名 官職氏名 ())		
(日本銀行 取扱店名 ())		
返納を受ける 支払事務担当 職員	(支出官又は何出納官吏) (官 職 氏 名)	

「主たる債務者の住所及び氏名又は名称」と読み替えるものとする。
 本書式中「納付期限」とあるのは、納付の請求の事由
 納付期限

表面

(所属庁名)	年 月 日	(氏名又は名称) 殿	(住所)	(返納者)

裏面

督促状									
(部局等名及び項)又は(資金名)									
金		百	十	万	千	百	十	円	

納入の告知をした金額は、納付期限(年 月 日)までに完納されておられませんの
 なお、納入告知書又は納付書に記載したところにより計算した延滞金又は加算
 して下さい。

郵便はがき大とする。
 ては、科目欄は適宜必要な科目区分(勘定別を含む。)によることができる。
 返納者が延滞金、利息又は加算金を含む債務金額の一部の弁済があつた場合にお
 額を法令の定めるところにより延滞金、利息又は加算金及び元本の順に充当した
 その充当した旨及び充当した金額の内訳を督促状に附記しなければならない。
 志じて適宜修正することができる。

表 面

(官 職 氏 名 印)	(債権管理官、代理債権管理官又は分任債権管理官)	(所 属 庁 名)	年 月 日	(氏 名 又 は 名 称) 殿	(住 所)	(返納者)

裏 面

第 号 督 促 状						
(年 度 区 分)	(部局等名及び項)又は(資金名)					
(会 計 名) (所 管 名)	金		百 十 万 千		百 十 円	
さきに貴殿に対して納入の告知をした金額は、納付期限(年 月 日)までに完納されておりませんので至急納付して下さい。なお、納入告知書又は納付書に記載したところにより計算した延滞金又は加算金額をあわせて納付して下さい。						

九九

備 考

- 1 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。
- 2 特別会計においては、科目欄は適宜必要な科目区分(勘定別を含む。)によることができる。
- 3 督促前において返納者が延滞金、利息又は加算金を含む債務金額の一部の弁済があつた場合において、その弁済金額を法令の定めるところにより延滞金、利息又は加算金及び元本の順に充当したものであるについては、その充当した旨及び充当した金額の内訳を督促状に附記しなければならない。
- 4 督促文は必要に応じて適宜修正することができる。

05711 3

Table with multiple columns and rows, containing faint text and grid lines. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.

履行延期承認通知書

年 月 日

(債務者の氏名又は名称) 殿

(債権管理官、代理債権管理官、又は分任債権管理官)

(官 職 氏 名 圃)

年 月 日付履行延期申請書によつて申請のあつた下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を附して承認します。

記

1. 債権の概要

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因

2. 承認の条件

- (1) 担保物件のうち については、供託の手續をした上、 年 月 日までに供託物の受入の記載のある供託書を提出して下さい。
- (2) 担保物件のうち については、抵当権の設定の登記又は登録をする必要がありませんから抵当権の登記原因又は登録原因を証明する書面及び登記又は登録についての承諾書を 年 月 日までに提出して下さい。
- (3) 保証人の債務保証書を 年 月 日までに提出して下さい。なお、保証契約を締結する必要がありませんので、保証人が 年 月 日までに(又は 年 月 日において)官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足る確実な証明書及び印鑑を持参の上当庁又は に出頭するよう取り計らつて下さい。
- (4) この債権について公正証書を作成する必要がありませんので、 年 月 日までに(又は 年 月 日において)官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足るこれに準ずべき確実な証明書及び印鑑を持参の上、当庁又は に出頭して下さい。
- (5) 年 月 日までに債務証書を提出して下さい。
- (6) 債務者が上記の期日又は期限までに上記の措置をとらなかつたときは、国はこの承認を取り消すことがあります。
- (7) (その他各省各庁の長が定める事項)

備考 第6号書式備考は、本書式に準用する。

6. その他の条件

- (1) 国はこの債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。
 - (イ) 国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。
 - (ロ) 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。
 - (ハ) 債務者に次の事由が生じたこと。
 - I) 強制執行を受けたこと。
 - II) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
 - III) その財産について競売の開始があつたこと。
 - IV) 破産の宣告を受けたこと。
 - V) 解散したこと。
 - VI) 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。
 - VII) 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。
 - (ニ) 債務者が履行延期の特約(処分)に附された条件に従わないとき。
 - (ホ) その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該延長に係る履行期限によることが不適當となつたと認めるとき。
- (3) 国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- (4) 国において債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従つて担保を提供し、又は利息を附して支払をしなければならないこと。
- (5) (その他各省各庁の長が定める事項)
 - 備考 1 用紙の大きさは、適宜とする。
 - 2 本書式は必要に応じて縦書とし、又は本書式中必要としない事項を省略し、若しくは必要に応じて記載事項を修正することができる。

指示をしたときは、その指示に従うこと。

(イ) 乙が甲の不利益に乙の財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

(ロ) 乙が分割された弁済金額について履行を怠つたとき。

(ハ) 乙に次の事由が生じたとき。

I 強制執行を受けたこと。

II 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

III その財産について競売の開始があつたこと。

IV 破産の宣告を受けたこと。

V 解散したこと。

VI 乙について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

VII 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、乙の総財産についての清算が開始されたこと。

(ニ) 乙が、この債務証書に記載された条件に従わないとき。

(ホ) その他乙の資力の状況その他の事情の変更により第1の(1)に記載された履行期限によることが不適当となつたとき。

第4. 甲において、担保の価格が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、乙は甲の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

第5. 乙は、担保の提供を免除され、又は延納利息を附さないことができることとされた場合においても、甲において乙の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて、乙に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従つて担保を提供し、又は利息を附して支払をしなければならないこと。

第6. (その他各省各庁の長が定める事項)

備考 第6号書式備考は、本書式に準用する

別紙第8号書式

収入
印紙

債務証書

(債権管理官、代理債権管理官 年 月 日
又は分任債権管理官) (債務者の住所)

(官職氏名) 殿 (氏名又は名称 印)

(債務者の氏名又は名称)(以下「乙」という。)が国(以下「甲」という。)に対する(債務の名称)の未払額 円及びこれに係る 年 月 日から 年 月 日まで、日歩 銭 厘の割合で計算した(利息、加算金及び延滞金の名称) 円は、下記第1に記載するところにより履行するとともにこの債務の履行に関して下記第2から第6までに記載する条件に従います。

第1. 履行期限、延納利息及び延滞金

(1) 乙は、甲に対し上記の金額 円を次のとおり支払うこと。

履行期限	履行すべき金額
年 月 日	円
年 月 日	円

(2) 乙は、上記の履行すべき金額に対し、 年 月 日からそれぞれの履行期限までの期間に応じて、 年 歩 厘(百円につき一日 銭 厘)の割合で計算した延納利息を甲に支払うこと。

(3) 乙は、上記(1)の履行期限(履行期限を繰り上げられたときは、その繰り上げられた履行期限)までに履行すべき金額を完納しなかつたときは、その完納しなかつた金額(乙が、その一部を履行した場合における当該履行の日の翌日以後の期間については、その額から既に履行した額を控除した額)に対し、それぞれの履行期限の翌日から完納した日までの期間に応じて百円につき一日 銭 厘の割合で計算した延滞金を甲に支払うこと。

第2. 乙は、甲がこの債権の保全上必要があると認めて乙に対し、その資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めたときは、その要求に従うこと。

第3. 乙は、甲において乙が次に掲げる場合に該当し、又は該当するものと認めて、上記第1の(1)の金額の全部又は一部についてその延長された履行期限を繰り上げる旨の

(その3)

債権管理簿

年 月 日		債権の種類		年度	記号	番号	発生、帰属又は引継 年月日	通知義務者から通 知を受けた年月日
債務者の住所及び 氏名又は名称		債権の発生原因		保証人の住所及び 氏名又は名称				
債権金額								
現在額	年 月 日							
	金 額							
分割納付金額及 び利息に関する 事項	回数	1	2	3	4	5		
	分割納 付金額							
	利 息							
	計							
	納付期限							
	告知請求 年月日							
	告知年月 日							
取納年月 日								
加算金に関する 事項								
延滞金に関する 事項								
担保に関する 事項								
特記事項 証 拠 書 類 債 務 名 義 関 係 書 類 等								
年 月 日	処 理 状 況							

備考 第10号書式(その2)備考は、本書式に準用する。

(その2)

債権管理簿

年 月 日		債権の種類		年度	記号	番号	発生、帰属又は引継 年 月 日	通知義務者から通 知を受けた年月日
債務者の住所及び 氏名又は名称		債権の発生原因		保証人の住所及び 氏名又は名称				
債権金額		円	履行期限			収納年月日		
告知請求年月日			告知年月日		督促請求 年月日		督促年月日	
利息に関する事項			加算金に関する事項		延滞金に関する事項			
担保に関する事項								
財産等の調査 に関する事項								
特 記 事 項 証 拠 書 類 債 務 名 義 関 係 書 類 等								
年 月 日		処 理 状 況						

備考 1 第10号書式(その1)備考は本書式に準用する。
2 本書式は表面及び裏面に区分して記載しても差し支えない。

別紙第12号書式

(その1)

年度 会計 債権現在額総計算書

区分及び債権の種類	本年度発生額			前年度以前発生額			合計			備考
	履行期限到来額	履行期限未到来額	計	履行期限到来額	履行期限未到来額	計	履行期限到来額	履行期限未到来額	計	
歳入(勘定区分)、積立金又は資金種類										

備考 第11号書式(その1)備考1及び4の規定は、この書式に準用する。

(その2)

年度 会計 債権現在額総計算書(徴収停止分)

区分及び債権の種類	本年度発生徴収停止済額	前年度以前発生徴収停止済額	合計	備考
歳入(勘定区分)、積立金又は資金種類				

備考 第11号書式(その1)備考1及び第12号書式(その2)備考1の規定は、この書式に準用する。

別紙11号書式

(その1)

債権現在額報告書

年度 所管 会計 (区分)

種類	本年度発生額			前年度以前発生額			合計			備考
	履行期限到来額	履行期限未到来額	計	履行期限到来額	履行期限未到来額	計	履行期限到来額	履行期限未到来額	計	

年 月 日
大蔵大臣あて
各省各庁の長 印

備考

- 1 用紙は、日本標準規格B列4とする。
- 2 この報告書は、歳入、積立金及び資金(資金の出納が歳入歳出として経理されるものを除く。)に区分するものとする。
- 3 勘定のある特別会計にあつては、勘定別に種類を設けるものとする。
- 4 法第21条第1項(徴収停止)の措置をとつた金額は、この報告書に計上しないこととする。

(その2)

債権現在額報告書(徴収停止分)

年度 所管 会計 (区分)

種類	本年度発生徴収停止済額	前年度以前発生徴収停止済額	合計	備考

年 月 日
大蔵大臣あて
各省各庁の長 印

- 備考 1 この報告書は、法第21条第1項(徴収停止)の措置をとつた金額を計上することとする。
- 2 第11号書式(その1)備考1から3までの規定は、この書式に準用する。

表 面

第 号
年 月 日 発 行
官 職 氏 名
国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第9条第2項の規定に基く監査証票
大 蔵 大 臣 印

裏 面

国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)抄

(管理事務の総括)

第9条 (第1項略)

2 大蔵大臣は、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の内容及び当該債権の管理に関する事務の状況に関する報告を求め、又は当該事務について、当該職員をして実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、必要な措置を求めることができる。

債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)

(実地監査)

第43条 法第9条第2項の規定による当該職員の実地監査は、別に定める 監査要領に従つてしなければならない。

2 当該職員は、前項の実地監査をする場合には、別紙第13号書式の 監査証票を 携帯し、関係者の請求があつたときは、呈示しなければならない。

備考 用紙は厚質白紙とし、寸法は日本標準規格B列7半截型とする。

国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施に

ついて

(昭和三十一年一月十日
蔵計第一〇五号)

国の債権の管理に関する事務については、下(左)記によることとされたい。なお、下(左)記中第四(法務大臣に対し強制履行の請求等の措置を求める場合の取扱について)については、法務省訟務局とも協議済であるから申し添える。

記

略語については、次による。

「法」……国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)

「令」……国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)

「規則」……債権管理事務取扱規則(昭和三十一年大蔵省令第八十六号)

第一 債権の調査確認及び債権管理簿への記載について

一 延滞金債権の調査確認及び債権管理簿への記載について

延滞金については、従来、各省各庁は、これが徴収について全くかえりみないきらいがあつた。これは、既に発生している延滞金債権を行使しないで放置するものであつて、財政法第九条第二項及び法第十条の規定の趣旨にもとるものであるから、今後は、延滞金債権についても、令第八条第四号、令第十条第三項等に規定するところによりその調査確認及び債権管理簿への記載を行い、他の債権と全く同様の管理を行うものとする。

二 国内部における金銭の受払について

国の組織の相互間において物又は役務の提供を行い、これらの対価として金銭を收受する場合

命令の実施について

(例、農林省食糧事務所(食糧管理特別会計)が刑務所(一般会計)から食糧売却代金を徴収する場合や郵便局(郵政事業特別会計)が他の官庁から後納郵便料金を徴収する場合は、一の権利主体である国の内部における金銭の受払であるから法律上の債権債務は発生せず、従つて、この法律は適用されない(法第二条第一項)。しかし、一般の債権債務と異なる国内内部における金銭の受払とを別個に経理することが各省各庁の事務取扱の実情からみて困難であり、かつ、非能率であるときは、国内内部における金銭の受払についても、一般の債権に準じて、調査確認及び記載(法第十一条)、債権の発生又は国への帰属に関する通知(法第十二条)、証拠物件等の保存(法第二十条第一項)等に関する事務の取扱をしてさしつかえないものとする。なお、かかる国内内部の金銭の受払を一般の債権債務と全く同様に取り扱い、同一の債権管理簿に記載整理をする官庁においては、標識又は記号により一般の債権との明確な識別をはかり、規則第四十条に規定する債権現在額通知書及び法第三十九条に規定する債権現在額報告書に計上されることのないようにするものとする。

第二 債権の発生等に関する通知について

一 債権の発生等の通知義務者が債権管理官等を兼ねる場合における債権の発生又は国への帰属(以下「債権の発生等」という。)に関する通知について

法第十二条の規定により債権の発生等に関する通知を行うべき者(以下「通知義務者」という。)が債権管理官等(規則第六条に規定する債権管理官等をいう。以下同じ。)を兼ねる場合には、令第二十三条第一号の規定により債権の発生等に関する通知を省略できるものとされているが、これは、債権の発生等を知り得る系統の事務を行う係等と債権管理官等の事務を行う係等とが内部組織上分離している場合における係等間の連絡をも省略しうるものとしたのではない。このよう

な場合には、令第十一条及び第十二条の規定に準じ、当該係等間の連絡を密にするものとする。

二 債権の発生等に関する通知に添附する書類について

通知義務者が債権管理官等に対して債権の発生等に関する通知を行う場合に添附する書類のうち、債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類(以下「証拠書類」という。)は、原本ではなくその写でよいこととなつている。(令第十一条第一項)。これは、通知義務者がその職務上引き続き原本を保存する必要がある場合又は原本を直ちに債権管理官等に送付することが適当でない場合が多いので、写を添附することとしたのであつて、通知の際に原本を送付することが可能である場合には原本を添附することとする。

証拠書類のうちもつばら債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類の原本は、法第二十条第一項の規定により債権管理官等が整備保存すべきものであるから、なるべく早い機会において通知義務者から債権管理官等に送付するものとする。

第三 納入の告知の手続について

一 延滞金等が附される債権の納入の告知の請求等をする場合に明らかにする弁済の充当の順序
債権管理官等が、利息、延滞金又は一定の期間に応じて附する加算金(以下「延滞金等」という。)が附される債権について歳入徴収官に対して納入の告知をすべきことの請求をし、又はみずから債務者に対し納入の告知をする場合に明らかにする弁済の充当の順序は、次によるものとし、債権管理官等は、この順序を規則第十三条第一項に規定する書面又は規則第十四条第一項に規定する書類及び規則第十四条第二項に規定する納入告知書に記載するものとする。

1 一般の債権(下(左)記2及び3の債権以外の債権)についての弁済の充当の順序

元本と延滞金等との間においては、まず延滞金等に充当し、次いで元本に充当する。延滞金

命令の実施について

等相互の間においては、弁済期の早いものを先にし、弁済期の同じものについてはそれぞれの延滞金等の金額に均分して充当するのを原則とするが利息と履行期限までの加算金との間においては、とくに事務処理の便宜を考慮して、利息を先にし、加算金を後とする。

2 歳出予算の金額又は前渡資金に戻入することができる返納金債権の弁済の充当の順序
規則第十四条第三項に規定するところにより、まず元本に充当し、次いで延滞金等に充当する。

3 法施行前に告知済である債権の弁済の充当の順序

法施行の日(昭和三十一年一月十日)前に改正前の歳入徴収官事務規程第九条又は改正前の支出官事務規程第四十条の規定により既に元本について納入告知書又は返納告知書が発行されている債権について、当該告知に基いて弁済がされたときは、判例上その弁済は元本に対する弁済と解釈されるから、元本に充当し、延滞金についてまだ納入の告知がされていないときは、別途納入の告知をするものとする。

二 履行期限の定のない債権について納入の告知をする場合の履行期限の設定について

債権管理官等は、その所掌に属する債権について納入の告知をすべきことを歳入徴収官に対して請求し、又はみずから納入の告知をする場合において、当該債権の履行について法令又は契約に期限の定がないときは、納入の告知の請求の日又はみずから納入の告知をする日から二十日以内に於いて適宜の履行期限を定めることとなつてゐるが(規則第十三条第三項、第十四条第七項、歳入徴収官事務規程第十八条第一項)、悪意の不当利得者に対する不当利得返還金債権又は不法行為による損害賠償金債権については、債務者は不当利得時又は不法行為時から遅延利息を附して弁済すべきこととされている。(民法第七百四条、大正三年六月二十四日大審院判例)ので、当該

不当利得の日又は不法行為の日を履行期限として指定するものとする。

第四

法務大臣に対し強制履行の請求等の措置を求める場合の取扱について

一 債権管理官等が規則第二十一条の規定により行う書面の送付の宛先は、次のとおりとする。

- 1 各省各庁の中央機関に所属する債権管理官等にあつては、法務大臣(所掌は法務省訟務局)に送付する。
- 2 各省各庁の地方支分部局に所属する債権管理官等にあつては、その地方支分部局の所在地を管轄区域とする法務局長(所掌は法務局訟務部)又は地方法務局長(所掌は地方法務局訟務課)に送付する。
- 3 他の地方支分部局を監督する地方支分部局でその所在地が地方法務局長の管轄区域内にあるものに所属する債権管理官等は、訴の提起、仮差押若しくは仮処分申請又は会社更生若しくは破産の申立の措置を求める場合には、上記2にかかわらず、当該地方法務局長を監督する法務局長に送付することができる。

4 他の地方支分部局を監督する地方支分部局でその所在地が東京法務局長の管轄区域内にあるものに所属する債権管理官等は、上記3の措置を求める場合には、上記2にかかわらず、当該の間、法務大臣に直接送付することができる。

二 規則第二十一条の規定により送付する書面に明らかにする事項は、次のとおりとする。

- 1 債務者の住所及び氏名又は名称
- 2 債権の内容(債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項、延滞金に関する事項等)
- 3 債権の発生原因
- 4 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由

命令の実施について

5 次の措置の種類に応じそれぞれ次に定める事項

- (1) 担保権の実行(法第十五条第一号)にあつては、
 - I 担保権の種類及び内容
 - II 担保物の種類、所在及び価額
 - III 優先債権等(令第四条第一項第一号に規定する優先債権等をいう。)の種類及び内容
- (2) 強制執行(法第十五条第二号)にあつては、
 - I 債務名義の種類及び内容
 - II 執行の目的物の種類、所在及び価額
- (3) 訴訟手続等による履行の請求(法第十五条第三号)にあつては、
 - I 従前の経過の詳細、ことに争の有無及び内容
 - II 関係人の住所及び氏名又は名称
 - III 証拠書類の有無及び内容
- (4) 債権の申出(法第十七条第一号、第三号、第四号及び第七号)にあつては、
 - I 申出に係る事件の種類及び内容
 - II 当該事件の管轄裁判所
 - III 申出の期限
 - IV 申出をする債権に係る債務名義の有無、種類及び内容
 - V 当該債権に係る担保の有無、種類及び内容
- (5) 仮差押及び仮処分(法第十八条第二項)にあつては、前記(3)に定める事項
- (6) 債権者代位権の行使(法第十八条第三項)にあつては、

I 代位権の対象となる権利の種類及び内容並びに当該権利の相手方の住所及び氏名又は名称

II 保全する債権及び代位権の対象となる権利についての前記(3)に定める事項

(7) 詐害行為の取消(法第十八条第四項)にあつては、

I 詐害行為の内容及びその行為を知つた時期

II 保全する債権についての前記(3)に定める事項

(8) 履行延期の特約等に代る和解(法第二十八条)にあつては、和解条項案

6 法務大臣の所部の職員との連絡に当る職員の官職氏名及び所属部局名、なお、国の指定代理人とすることを必要と認める者のあるときは、その者の官職氏名及び所属部局名

7 その他参考となる事項

三 前記二の書面には、証拠書類その他必要と認められる書類の写のほか、債務者が法人である場合にはその法人に関する登記簿謄抄本、不動産に関する措置を求める場合にはその不動産登記簿謄本を添附するものとする。

第五 担保について

一 担保の価値について

規則第二十五条第七号に掲げる担保の価値は、次による。

- (1) 規則第二十五条第四号に規定する手形以外の手形及び小切手
手形又は小切手の金額及び当該手形債務者又は小切手債務者の資産の状況を勘案して債権管理官等が決定する金額
- (2) 保険に附されていない建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械、時価の六割以内に命令の実施について

債権管理官等が決定する価額

(3) 動産(無記名債権、船舶、航空機、自動車及び建設機械を除く。)時価の五割以内において債権管理官等が決定する価額

(4) 規則第二十五条第六号に規定する保証人の保証以外の保証 保証金額及び保証人の資産の状況を勘案して債権管理官等が決定する金額

(5) 指名債権 指名債権の金額及び第三債務者の資産の状況を勘案して債権管理官等が決定する金額

二 担保として提供する有価証券のうち供託による提供を要しないものについて

合 登録した債券以外の有価証券を担保として提供するときは、供託所に供託することとなつてい

るが、特殊の売買契約における事例として、七日〜十日間程度の短期延納特約の担保として手

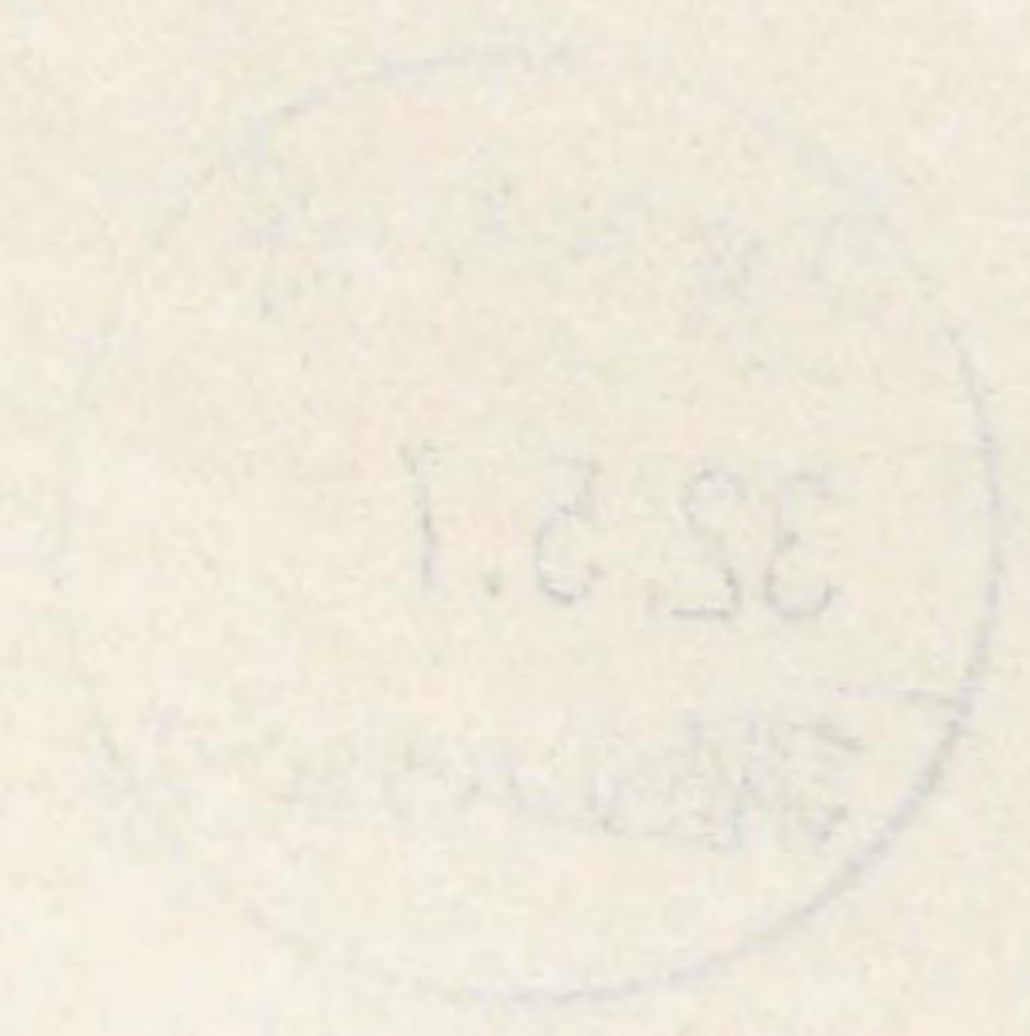
形又は小切手を提供する場合には、規則第二十六条第一項の規定の特例として、その提供は供託所に対する供託によらず、これを債権管理官等に引き渡すことにより行うことができるものとし、債権管理官等は、受領後は、政府保管有価証券取扱規程第二条第一項ただし書の規定によりみずから保管し、又は部下の職員をして保管させるものとする。

昭和32年2月20日 印刷
昭和32年2月25日 発行

——債権管理法関係法令集——

定 価 100 円

編 集 大蔵省印刷局
印刷発行 新宿区市谷本村町15



35.4.30

